

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱

	平成30年	6月25日	観観振第	26号
一部改正	令和2年	6月22日	観観振第	58号
一部改正	令和2年	10月30日	観観振第	157号
一部改正	令和3年	3月31日	観観振第	284号
一部改正	令和3年	4月20日	観観振第	40号
一部改正	令和3年	4月30日	観観振第	49号
一部改正	令和3年	5月14日	観観産第	14号
一部改正	令和3年	7月9日	観観振第	119号
			観観産第	79号
一部改正	令和3年	9月30日	観観振第	164号
			観観産第	188号
一部改正	令和3年	11月25日	観観振第	202号
			観観産第	222号
一部改正	令和4年	1月18日	観観振第	220号
			観観産第	251号
			観参第	576号
一部改正	令和4年	1月19日	観観振第	231号
一部改正	令和4年	1月25日	観観振第	233号
一部改正	令和4年	1月31日	国海内第	249号
			国海外第	362号
			国港総第	586号
			観観振第	236号
			観観資第	173号
一部改正	令和4年	2月18日	観観産第	395号
一部改正	令和4年	3月2日	観観振第	259号
一部改正	令和4年	3月22日	観観振第	265号
一部改正	令和4年	3月25日	観観振第	294号
一部改正	令和4年	4月20日	観観振第	30号
一部改正	令和4年	5月11日	観観振第	38号
			観観産第	113号
			観参第	94号
一部改正	令和4年	5月20日	観観振第	41号
一部改正	令和4年	6月21日	観観振第	68号
一部改正	令和4年	7月14日	観観振第	73号
一部改正	令和4年	8月25日	観観振第	87号
一部改正	令和4年	9月28日	観観振第	96号
一部改正	令和4年	12月12日	国海外第	280号
			国海内第	195号
			国港総第	500号
			観観振第	140号
			観国観第	99号
			観観資第	178号
			観観産第	357号

				観 参第	5 4 5 号
一部改正	令和	4 年 1 2 月 1 3 日		観観振第	1 4 4 号
一部改正	令和	5 年 2 月 1 7 日		観観振第	2 0 5 号
一部改正	令和	5 年 3 月 8 日		観観振第	2 2 2 号
一部改正	令和	5 年 3 月 2 4 日		観観振第	2 4 2 号
一部改正	令和	5 年 4 月 2 7 日		観観振第	3 6 号
一部改正	令和	5 年 1 2 月 2 7 日		観観振第	1 3 2 号
				観国観第	1 4 1 号
				観観資第	1 9 4 号
一部改正	令和	6 年 1 月 3 0 日		観観振第	1 4 7 号
				観観産第	2 5 2 4 号
一部改正	令和	6 年 3 月 2 9 日		観観振第	1 7 9 号
				観 参第	1 7 3 0 号
				観観資第	2 5 4 号
				国港総第	7 6 7 号
				国海外第	7 1 3 号
				国海内第	2 2 6 号
一部改正	令和	6 年 1 2 月 1 7 日		観観振第	1 2 9 号
				観国観第	1 6 0 号
				観観資第	2 2 6 号

目次

第1編 共通事項（第1条－第4条）

第2編 地域周遊観光促進事業（第5条－第21条）

第3編 地域観光事業支援

第1節 共通事項（第22条）

第2節 需要創出支援（第23条－第45条）

第3節 感染防止対策等への支援（第46条・第47条）

第4編 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化（第48条－第69条）

第5編 インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業（第70条－第93条）

第6編 地域観光新発見事業（第94条－第117条）

第7編 地域観光魅力向上事業（第118条－第141条）

第8編 持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出（第142条）

第9編 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業（第143条）

第10編 クルーズ等訪日旅客の受入促進事業（第144条・第145条）

第11編 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業（第146条―第169条）

第12編 地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業（第170条―第193条）

第13編 能登半島地震観光支援事業（第194条）

第1編 共通事項

（通則）

第1条 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、地域周遊観光促進に取り組む観光地域について、当該地域で設置した地域周遊観光促進連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）において決定された事業計画に基づく、地方部への誘客を図りつつ訪日外国人旅行者等の地域周遊観光を促進するための戦略的な取組や、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「感染症」という。）拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の広がりを抑制しつつ、新たな観光需要の創出を図るため、都道府県による地域の観光を支援する取組、地域が一体となって取り組む観光地・観光産業の再生・高付加価値化を支援する取組、令和6年能登半島地震による風評被害を払拭し、深刻な影響を受けた旅行需要を早期に回復及び喚起する取組等に要する経費の一部を国が補助することにより、国外等から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって訪日外国人旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」とは、前条の目的を達成するため、次号に掲げる事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。

二 「補助対象事業」とは、次のイからロまでに掲げる事業等に応じ、当該イからロまでに定める事業をいう。

イ 地域周遊観光促進事業（連絡調整会議において決定された事業計画に記載された取組に関する事業）

ロ 地域観光事業支援（都道府県による地域の観光を支援する別紙1に定める事業（以下「需要創出支援」という。）及び感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以

下同じ。)が実施する感染拡大防止策及び新たな需要に対応するための取組を都道府県が支援する事業(以下「感染防止対策等への支援」という。)

- ハ 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化(観光地・観光産業の再生・高付加価値化に向けて、地方公共団体や観光庁の観光地域づくり法人登録制度において登録された観光地域づくり法人(以下「登録DMO」という。)及び観光地域づくり候補法人(以下「候補DMO」という。)等が作成する観光拠点再生計画の策定を支援する事業及び観光拠点再生計画又は自然公園法上の利用拠点整備改善計画(以下「観光拠点再生計画等」という。)に基づき宿泊事業者等が実施する宿泊施設改修事業等に関する事業等)
 - ニ インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業(観光事業者が連携してインバウンド向けに地域に根差した観光資源を磨き上げる取組に関する事業等)
 - ホ 地域観光新発見事業(地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツを磨き上げる取組に関する事業等)
 - ヘ 地域観光魅力向上事業(地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツを磨き上げる取組に関する事業等)
 - ト 持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出(観光利用と地域資源の保全を両立するための好循環の仕組みづくりを通じた日本ならではの持続可能性の仕組みの創出に係る事業)
 - チ 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業(城寺・古民家・伝統文化等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に関する事業)
 - リ クルーズ等訪日旅客の受入促進事業(上質で多様な寄港地観光の促進等による持続可能なクルーズ振興に関する事業)
 - ヌ 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業(インバウンド消費の本格的な回復・拡大に資する、文化、自然、食、スポーツ等の分野での特別な体験コンテンツ等の創出を図る取組に関する事業等)
 - ル 地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業(自然、文化、食、スポーツ等の分野でより高単価な特別な体験コンテンツ等の創出を図る取組に関する事業等)
 - ヲ 能登半島地震観光支援事業(令和6年能登半島地震による風評被害を払拭し、深刻な影響を受けた旅行需要を早期に回復及び喚起する別紙6に定める事業)
- 三 「補助対象事業者」とは、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。
- 四 「事業計画策定者」とは、連絡調整会議に諮られる事業計画を策定する者をいう。

(交付の対象等)

第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。ただし、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者については、本補助金の交付対象としない。

- 2 この補助金の補助対象事業の区分、補助対象事業者、補助対象経費、補助率等及び金額の額の確定方法は、地域周遊観光促進事業においては別紙2、需要創出支援においては別紙3、感染防止対策等への支援においては別紙4、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化においては別紙4の2、インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業においては別紙4の3、地域観光新発見事業においては別紙4の4、地域観光魅力向上事業においては別紙4の5、持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出においては別紙4の6、歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業においては別紙4の7、クルーズ等訪日旅客の受入促進事業においては別紙4の8、

特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業においては別紙４の９、地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業においては別紙４の１０に定めるものとする。能登半島地震観光支援事業においては、別紙６の２に定めるものとする。

第２編 地域周遊観光促進事業

（補助金交付申請）

第５条 連絡調整会議において決定された事業計画に記載された事業について、補助金の交付を受けようとする者（以下本編において「交付申請者」という。）は、速やかに様式第１－１又は様式第１－２による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請書」（以下本編において「交付申請書」という。）及び関係書類を大臣に提出しなければならない。

２ 交付申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、様式第２による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の消費税等の額の取扱いについて」により、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別等を明らかにするとともに、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下本編において同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して様式第１－１又は様式第１－２による申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第６条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第３による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

２ 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第７条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、様式第４による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更申請書」（以下本編において「交付決定変更申請書」という。）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 個別事業間の補助対象経費の配分について変更する場合

二 補助対象事業の内容を変更する場合

２ 前項の軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。

一 補助対象事業の目的達成のために、別紙２に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられる場合

二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられる場合

三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合

四 個別事業間の補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の３０％以内の変更である場合

３ 前項の軽微な変更をしたときは、様式第５による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定軽微変更届出書」を速やかに大臣に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第6による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第7による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請取下届出書」を大臣に提出しなければならない。

(事業計画策定者・補助対象事業者等の変更届出)

第10条 事業計画策定者及び補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第8-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業者等の変更届出書」を速やかに大臣に提出しなければならない。

- 一 事業計画策定者、事業計画策定者の住所若しくは名称又は代表者の氏名に変更があった場合
- 二 補助対象事業者の住所若しくは名称又は代表者の氏名に変更があった場合

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第9による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業中止（廃止）承認申請書」を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期（第4四半期は除く。）が終了する月の翌月末日までに様式第10による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業遂行状況報告書」（以下本編において「遂行状況報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。そのうち第2四半期の遂行状況報告書にあっては、補助対象事業の遂行状況の中間評価を行った結果を踏まえた内容とし、当該年度の10月末日までに遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、遂行状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前2項の規定にかかわらず、大臣の要求があったときは、速やかに補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業完了実績報告書」（以下本編において「完了実績報告書」という。）に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第11-2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業年度終了実績報告書」に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければな

らない。

（補助金の額の確定等）

第14条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別紙2に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の額の確定通知書」により補助対象事業者へ通知するものとする。なお、第16条第1項ただし書による概算払の支払額が本条による交付すべき補助金の額を上回る場合は、次条第2項から第4項までの規定を準用する。

（交付決定の取消及び補助金の返還命令）

第15条 大臣は、第11条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第16条 大臣は、第14条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

- 2 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書」又は様式第13-2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金概算払請求書」を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、様式第14による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の消費税等の額の確定に伴う報告書」を速やかに大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還

を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、未納金の額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（取得財産等の管理等）

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下本編において「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第20条第3項に規定するものについて、様式第15による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

（財産の帰属等）

第19条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

（財産の処分の制限）

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。）に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第16による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業財産処分等承認申請書」を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式第17による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業財産処分等収入金報告書」を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

（補助対象事業に関する書類の保存）

第21条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第3編 地域観光事業支援

第1節 共通事項

（交付限度額の決定及び変更決定通知）

第22条 国土交通大臣は、予算の範囲内において、次条第1項の需要創出支援実施計画及び第46条第1項の感染防止対策等への支援実施計画に掲げる補助対象事業に要する経費に対し、別に定める都道府県ごとの交付限度額を様式第18による交付限度額通知書により補助対象事業者に通知する。なお、旅行需要の回復状況、事業の実施状況等の地域ごとの実情を踏まえ、国土交通大臣は、必要に応じて、当該交付限度額を変更することができるものとし、変更後の交付限度額を様式第19による交付限度額変更通知書により補助対象事

業者に通知する。

第2節 需要創出支援

（需要創出支援実施計画の作成及び提出等）

第23条 需要創出支援に係る補助金の交付を受けようとする都道府県（以下「対象都道府県」という。）は、次に掲げる事項を記載した計画（以下この節において「需要創出支援実施計画」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 需要創出支援実施計画を作成する対象都道府県の名称
 - 二 補助対象事業の名称
 - 三 補助対象事業の実施期間
 - 四 補助対象事業の概要
 - 五 不正を防止するための措置
 - 六 事業効果
 - 七 補助対象経費
 - 八 その他必要な事項
- 2 対象都道府県は、需要創出支援実施計画に変更が生じた場合には、国土交通大臣に報告するものとする。
- 3 対象都道府県は、事業実施に伴う効果を検証し、その内容を公表するとともに、国土交通大臣に報告するものとする。

（補助金交付申請）

第24条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による補助金の交付申請については、補助金の交付を受ける対象都道府県（以下本編において「交付申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、様式第20による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

- 2 前項の補助金交付申請をするに当たっては、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法の規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額の金額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額しなければならない。ただし、補助金交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第25条 国土交通大臣は、前条第1項の規定により補助金交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

（交付決定の通知）

第26条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第21による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第27条 適正化法第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げについて、補助対象事業者である交付決定を受けた対象都道府県は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第22による申請取下書を提出する

ものとする。

(申請の変更)

第28条 補助対象事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次に掲げる事由により、補助金申請書の交付申請金額を変更しようとするときは、あらかじめ様式第23により変更交付申請書を提出するものとする。

一 補助対象経費総額の増減

二 補助対象事業の内容の変更(ただし、補助対象事業の目的等に関係がない需要創出支援実施計画の細部の変更であると認める場合を除く。)

2 補助対象事業者は、補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了する場合には、あらかじめ様式第23により変更交付申請書を提出するものとする。

(交付の変更決定)

第29条 国土交通大臣は、前条の規定により申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助対象事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第30条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第24による変更交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第31条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助対象事業者は、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第25による変更申請取下書を提出するものとする。

(遂行状況報告)

第32条 補助対象事業者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、国土交通大臣から要求があった場合は、速やかに様式第26による遂行状況報告書を提出するものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第33条 国土交通大臣は、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助対象事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、補助対象事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第34条 補助対象事業者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に様式第27による実績報告書を提出して行うものとする。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として様式第27による実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 3 第24条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。
- 4 第24条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助対象事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第28の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに国土交通大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第35条 国土交通大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、補助対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者の様式第29による交付額確定通知書を通知するものとする。

（補助金の支払）

第36条 大臣は、前条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

- 2 補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第30による補助金支払請求書又は様式第31による補助金概算払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（是正のための措置）

第37条 国土交通大臣は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象事業者に対して命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第38条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第17条第1項及び第2項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく国土交通大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
 - 三 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 国土交通大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 国土交通大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、適正化法第19条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助対象事業者が受領した日から納付の日までの期間に応じて年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて

命ずるものとする。

- 4 国土交通大臣は、補助金等の返還を命じ、これを補助対象事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 5 国土交通大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還命令)

第39条 国土交通大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該補助対象事業者にその額の返還を命じなければならない。

(補助金の返還の期限)

第40条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による補助金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

(補助金の経理)

第41条 補助対象事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助対象事業の検査等)

- 第42条 国土交通大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、様式第32-1による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(間接補助金交付の際付す条件)

- 第43条 補助対象事業者は、補助対象事業を行う市町村、一部事務組合、広域連合及びその他の事業者（以下本編において「間接補助事業者」という。）に補助金を交付するときは、第27条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。
- 一 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助対象事業者の承認を受けなければならないこと（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
 - 二 補助対象事業者が、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助対象事業者に納付させることがあること。
 - 三 事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

ないこと。

- 2 補助対象事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第32-2による承認申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- 3 補助対象事業者は、第34条第4項に準じて付した条件及び第1項第2号で付す条件により間接補助事業者から補助対象事業者へ財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

- 第44条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第32-2による承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
 - 3 補助対象事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(その他必要な事項)

- 第45条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

第3節 感染防止対策等への支援

(感染防止対策等への支援実施計画の作成及び提出等)

- 第46条 感染防止対策等への支援に係る補助金の交付を受けようとする都道府県は、次に掲げる事項を記載した計画（以下この節において「感染防止対策等への支援実施計画」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するものとする。
- 一 感染防止対策等への支援実施計画を作成する都道府県の名称
 - 二 補助対象事業の名称
 - 三 補助対象事業の実施期間
 - 四 補助対象事業の概要
 - 五 補助対象経費
 - 六 その他必要な事項
- 2 前項第5号に掲げる補助対象経費は、別紙5に定める額を上限とする。
 - 3 都道府県は、感染防止対策等への支援実施計画に変更が生じた場合には、国土交通大臣に報告するものとする。

(準用)

- 第47条 第24条から第45条までの規定は、感染防止対策等への支援について準用する。この場合において、第28条第2号中「需要創出支援実施計画」とあるのは「感染防止対策等への支援実施計画」と読み替えるものとする。

第4編 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

(交付の申請)

第48条 この補助金は、評価委員会による審査結果等を踏まえ採択を受けた民間事業者等（以下この編において「民間事業者等」という。）に対し、大臣がその申請に基づいて交付する。

- 2 民間事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第33による交付申請書及び関係書類を大臣に提出しなければならない。
- 3 民間事業者等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第49条 大臣は、前条第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付申請者に補助金の交付決定を行い、様式34による補助金交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

- 2 前条第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第50条 補助対象事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第35による交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第51条 補助対象事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(交付決定の変更等の申請)

第52条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第36による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10%以内の流用増減を除く。
 - 二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - 三 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定の変更及び通知)

第53条 大臣は、前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第37による交付決定変更通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更の際して、必要な条件を附することができる。

(契約等)

第54条 補助対象事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

3 補助対象事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助対象事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 大臣は、補助対象事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助対象事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第55条 補助対象事業者は、第49条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 大臣が第58条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助対象事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助対象事業者が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助対象事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 大臣は、補助対象事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

三 大臣は、補助対象事業者による債権譲渡後も、補助対象事業者との協議のみにより、補

助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助対象事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（状況報告）

第56条 大臣は、補助事業の遂行及び収支の状況について、必要があると認められるときは、補助対象事業者に対し、速やかに様式第38による状況報告書を求め、調査することができる。

（実績報告）

第57条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第39による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 3 補助対象事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。

- 4 補助対象事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第58条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第53条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式40により補助対象事業者に通知する。

- 2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第59条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第41による補助金支払請求書又は様式第42による補助金概算払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第60条 補助対象事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第43により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第58条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第61条 大臣は、第52条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第49条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

五 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第58条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第62条 補助対象事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下この編において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等について、様式第44による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助対象事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第57条第1項に定める実績報告書に様式第45による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 大臣は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第63条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

3 補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第46による申請書を大臣に提出し、

その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（情報管理及び秘密保持）

第64条 補助対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者（以下この編において「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第65条 補助対象事業者は、別紙1の2に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第66条 補助対象事業者は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、第49条から第53条まで及び第55条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

3 補助対象事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第59条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第67条 補助対象事業者は、第48条第2項の規定に基づく交付の申請、第50条の規定に基づく申請の取下げ、第52条の規定に基づく交付決定の変更等の申請、第54条第2項の規定に基づく届出、第56条の規定に基づく状況報告、第57条の規定に基づく実績報告、第59条第2項の規定に基づく支払請求、第60条第1項の規定に基づく消費税仕入控除額の確定に伴う報告又は第63条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下この編において「申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下この編において同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第68条 大臣は、前条の規定により行われた申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（指導監督等）

第69条 大臣は、この要綱に基づく事業を行う者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適切な実施のため必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言又は

援助を行うことができる。

第5編 インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業

（補助金交付申請）

第70条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による補助金の交付申請については、補助金の交付を受ける民間事業者（以下この編において「交付申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、様式第47による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請をするに当たっては、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額しなければならない。ただし、補助金交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第71条 国土交通大臣は、前条第1項の規定により補助金交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

（交付決定の通知）

第72条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第48による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第73条 適正化法第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げについて、第71条の交付決定を受けた民間事業者は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第49による申請取下書を提出するものとする。

（申請の変更）

第74条 補助対象事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号に掲げる事由により、補助金申請書の交付申請金額を変更しようとするときは、あらかじめ様式第50により変更交付申請書を提出するものとする。

- 一 補助対象経費総額の増加
- 二 補助対象事業の内容（ただし、補助対象事業の目的等に関係がない細部の変更であると認める場合を除く。）

（交付の変更決定）

第75条 国土交通大臣は、前条の規定により申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助対象事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

（交付の変更決定の通知）

第76条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第51による変更交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

（変更申請の取下げ）

第77条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助対象事業者は、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第52による変更申請取下書を提出するものとする。

(遂行状況報告)

第78条 補助対象事業者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、国土交通大臣から要求があった場合は、速やかに様式第53による遂行状況報告書を提出するものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第79条 国土交通大臣は、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助対象事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、補助対象事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第80条 補助対象事業者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に様式第54による実績報告書を提出して行うものとする。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として様式第54による実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第70条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

4 第70条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額に補助率を乗じて得た金額（前項の規定により減額した補助対象事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第55の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに国土交通大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第81条 国土交通大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、補助対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に様式第56による交付額確定通知書を通知するものとする。

(補助金の支払)

第82条 国土交通大臣は、前条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第57による補助金支払請求書又は様式第58による補助金概算払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提

出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（是正のための措置）

第83条 国土交通大臣は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象事業者に対して命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第84条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第17条第1項及び第2項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく国土交通大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- 三 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 五 補助対象事業者が、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

2 国土交通大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 国土交通大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、適正化法第19条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助対象事業者が受領した日から納付の日までの期間に応じて年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 国土交通大臣は、補助金の返還を命じ、これを補助対象事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 国土交通大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還命令）

第85条 国土交通大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該補助対象事業者にその額の返還を命じなければならない。

（補助金の返還の期限）

第86条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による補助金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

(補助金の経理)

第87条 補助対象事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助対象事業の検査等)

第88条 国土交通大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、様式第32-1による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第89条 補助対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち補助対象事業者から補助金の交付を受けた地方公共団体及び民間事業者（以下この編において「間接補助事業者」という。）その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者（以下この編において「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第90条 補助対象事業者は、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(間接補助金交付の際付す条件)

第91条 補助対象事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第73条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

一 補助金の交付を受けた間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助対象事業者の承認を受けなければならないこと（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

二 補助対象事業者が、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助対象事業者に納付させることがあること。

三 事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

- 2 補助対象事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- 3 補助対象事業者は、第80条第4項に準じて付した条件及び第1項第2号で付す条件により間接補助事業者から補助対象事業者へ財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

- 第92条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
 - 3 補助対象事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(その他必要な事項)

第93条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

第6編 地域観光新発見事業

(補助金交付申請)

- 第94条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による補助金の交付申請については、補助金の交付を受ける民間事業者（以下この編において「交付申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、様式第47による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。
- 2 前項の補助金交付申請をするに当たっては、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額しなければならない。ただし、補助金交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第95条 国土交通大臣は、前条第1項の規定により補助金交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第96条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第48による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第97条 適正化法第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げについて、第95条の交付決定を受けた民間事業者は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を

経過する日までに、国土交通大臣に様式第49による申請取下書を提出するものとする。

(申請の変更)

第98条 補助対象事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号に掲げる事由により、補助金申請書の交付申請金額を変更しようとするときは、あらかじめ様式第50により変更交付申請書を提出するものとする。

- 一 補助対象経費総額の増加
- 二 補助対象事業の内容（ただし、補助対象事業の目的等に関係がない細部の変更であると認める場合を除く。）

(交付の変更決定)

第99条 国土交通大臣は、前条の規定により申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助対象事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第100条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第51による変更交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第101条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助対象事業者は、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第52による変更申請取下書を提出するものとする。

(遂行状況報告)

第102条 補助対象事業者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、国土交通大臣から要求があった場合は、速やかに様式第53による遂行状況報告書を提出するものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第103条 国土交通大臣は、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助対象事業者にその遂行等を命ずることができる。

- 2 国土交通大臣は、補助対象事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第104条 補助対象事業者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に様式第54による実績報告書を提出して行うものとする。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として様式第54による実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 第94条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該

補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

- 4 第94条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額に補助率を乗じて得た金額（前項の規定により減額した補助対象事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第55の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに国土交通大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第105条 国土交通大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、補助対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者の様式第56による交付額確定通知書を通知するものとする。

（補助金の支払）

- 第106条 国土交通大臣は、前条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。
- 2 補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第57による補助金支払請求書又は様式第58による補助金概算払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（是正のための措置）

- 第107条 国土交通大臣は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象事業者に対して命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

- 第108条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第17条第1項及び第2項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助対象事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく国土交通大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
 - 三 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 五 補助対象事業者が、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合
- 2 国土交通大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 国土交通大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、適正化法第19条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助対象事業者が受領した日から納付の日までの期間に応じて年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて

命ずるものとする。

- 4 国土交通大臣は、補助金の返還を命じ、これを補助対象事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 5 国土交通大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還命令）

第109条 国土交通大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該補助対象事業者にその額の返還を命じなければならない。

（補助金の返還の期限）

第110条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による補助金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

（補助金の経理）

第111条 補助対象事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助対象事業の検査等）

- 第112条 国土交通大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、様式第32-1による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

- 第113条 補助対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち補助対象事業者から補助金の交付を受けた地方公共団体及び民間事業者（以下この編において「間接補助事業者」という。）その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者（以下この編において「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第114条 補助対象事業者は、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(間接補助金交付の際付す条件)

第115条 補助対象事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第97条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

- 一 補助金の交付を受けた間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助対象事業者の承認を受けなければならないこと（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
 - 二 補助対象事業者が、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助対象事業者に納付させることがあること。
 - 三 事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 補助対象事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- 3 補助対象事業者は、第104条第4項に準じて付した条件及び第1項第2号で付す条件により間接補助事業者から補助対象事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

- 第116条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
 - 3 補助対象事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(その他必要な事項)

第117条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

第7編 地域観光魅力向上事業

(補助金交付申請)

第118条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による補助金の交付申請については、補助金の交付を受ける民間事業者（以下この編において「交付申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、様式第47による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請をするに当たっては、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額しなければならない。ただし、補助金交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第119条 国土交通大臣は、前条第1項の規定により補助金交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

（交付決定の通知）

第120条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第48による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第121条 適正化法第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げについて、第119条の交付決定を受けた民間事業者は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第49による申請取下書を提出するものとする。

（申請の変更）

第122条 補助対象事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号に掲げる事由により、補助金申請書の交付申請金額を変更しようとするときは、あらかじめ様式第50により変更交付申請書を提出するものとする。

- 一 補助対象経費総額の増加
- 二 補助対象事業の内容（ただし、補助対象事業の目的等に関係がない細部の変更であると認める場合を除く。）

（交付の変更決定）

第123条 国土交通大臣は、前条の規定により申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助対象事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

（交付の変更決定の通知）

第124条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第51による変更交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

（変更申請の取下げ）

第125条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助対象事業者は、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第52による変更申請取下書を提出するものとする。

(遂行状況報告)

第126条 補助対象事業者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、国土交通大臣から要求があった場合は、速やかに様式第53による遂行状況報告書を提出するものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第127条 国土交通大臣は、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助対象事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、補助対象事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第128条 補助対象事業者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に様式第54による実績報告書を提出して行うものとする。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として様式第54による実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第118条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

4 第118条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額に補助率を乗じて得た金額（前項の規定により減額した補助対象事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第55の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに国土交通大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第129条 国土交通大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、補助対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に様式第56による交付額確定通知書を通知するものとする。

(補助金の支払)

第130条 国土交通大臣は、前条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第57による補助金支払請求書又は様式第58による補助金概算払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(是正のための措置)

第131条 国土交通大臣は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第132条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第17条第1項及び第2項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく国土交通大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- 三 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 五 補助対象事業者が、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

2 国土交通大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 国土交通大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、適正化法第19条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助対象事業者が受領した日から納付の日までの期間に応じて年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 国土交通大臣は、補助金の返還を命じ、これを補助対象事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 国土交通大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還命令)

第133条 国土交通大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該補助対象事業者にその額の返還を命じなければならない。

(補助金の返還の期限)

第134条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による補助金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

(補助金の経理)

第135条 補助対象事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助対象事業の検査等)

第136条 国土交通大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、様式第32-1による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第137条 補助対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち補助対象事業者から補助金の交付を受けた地方公共団体及び民間事業者（以下この編において「間接補助事業者」という。）その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者（以下この編において「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第138条 補助対象事業者は、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(間接補助金交付の際付す条件)

第139条 補助対象事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第121条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

一 補助金の交付を受けた間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助対象事業者の承認を受けなければならないこと（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

二 補助対象事業者が、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助対象事業者に納付させることがあること。

三 事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

2 補助対象事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。

3 補助対象事業者は、第128条第4項に準じて付した条件及び第1項第2号で付す条件

により間接補助事業者から補助対象事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

（補助金交付の際付す条件）

- 第140条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
2 補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
3 補助対象事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（その他必要な事項）

- 第141条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

第8編 持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出

（準用）

- 第142条 第5条から第21条までの規定は、持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出について準用する。この場合において、第5条第1項中「連絡調整会議において決定された事業計画に記載された事業について補助金」とあるのは「補助金」と、「速やかに様式第1-1又は様式第1-2」とあるのは「様式第71」と、同条第2項中「様式第2」とあるのは「様式第59」と、「様式第1-1又は様式第1-2」とあるのは「様式第71」と、第6条第1項中「様式第3」とあるのは「様式第72」と、第7条第1項中「様式第4」とあるのは「様式第60」と、同条第2項第1号中「別紙2」とあるのは「別紙4の6」と、同条第3項中「様式第5」とあるのは「様式第61」と、第8条第1項中「様式第6」とあるのは「様式第73」と、第9条中「様式第7」とあるのは「様式第62」と、第10条中「事業計画策定者及び補助対象事業者は、次の各号」とあるのは「補助対象事業者は、第2号」と、「様式第8-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2」とあるのは「様式第63」と、第11条中「様式第9」とあるのは「様式第64」と、第12条第1項中「様式第10」とあるのは「様式第74」と、「大臣に提出しなければならない。そのうち第2四半期の遂行状況報告書にあっては、補助対象事業の遂行状況の中間評価を行った結果を踏まえた内容とし、当該年度の10月末日までに遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。」とあるのは「大臣に提出しなければならない。」と、第13条中「様式第11-1」とあるのは「様式第75-1」と、「様式第11-2」とあるのは「様式第75-2」と、第14条中「別紙2」とあるのは「別紙4の6」と、「様式第12」とあるのは「様式第76」と、第16条第2項中「様式第13-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書」又は様式第13-2」とあるのは「様式第65による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書」又は様式第66」と、第17条中「様式第14」とあるのは「様式第67」と、第18条第2項中「様式第15」とあるのは「様式第68」と、第20条第2項中「様式第16」とあるのは「様式第69」と、「様式第17」とあるのは「様式第70」と読み替えるものとする。

第9編 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業

(準用)

第143条 第5条から第21条までの規定は、歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「連絡調整会議において決定された事業計画に記載された事業について補助金」とあるのは「補助金」と、「速やかに様式第1-1又は様式第1-2」とあるのは「様式第71」と、同条第2項中「様式第2」とあるのは「様式第59」と、「様式第1-1又は様式第1-2」とあるのは「様式第71」と、第6条第1項中「様式第3」とあるのは「様式第72」と、第7条第1項中「様式第4」とあるのは「様式第60」と、同条第2項第1号中「別紙2」とあるのは「別紙4の7」と、同条第3項中「様式第5」とあるのは「様式第61」と、第8条第1項中「様式第6」とあるのは「様式第73」と、第9条中「様式第7」とあるのは「様式第62」と、第10条中「事業計画策定者及び補助対象事業者は、次の各号」とあるのは「補助対象事業者は、第2号」と、「様式第8-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2」とあるのは「様式第63」と、第11条中「様式第9」とあるのは「様式第64」と、第12条第1項中「様式第10」とあるのは「様式第74」と、「大臣に提出しなければならない。そのうち第2四半期の遂行状況報告書にあつては、補助対象事業の遂行状況の中間評価を行った結果を踏まえた内容とし、当該年度の10月末日までに遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。」とあるのは「大臣に提出しなければならない。」と、第13条中「様式第11-1」とあるのは「様式第75-1」と、「様式第11-2」とあるのは「様式第75-2」と、第14条中「別紙2」とあるのは「別紙4の7」と、「様式第12」とあるのは「様式第76」と、第16条第2項中「様式第13-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書」又は様式第13-2」とあるのは「様式第65による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書」又は様式第66」と、第17条中「様式第14」とあるのは「様式第67」と、第18条第2項中「様式第15」とあるのは「様式第68」と、第20条第2項中「様式第16」とあるのは「様式第69」と、「様式第17」とあるのは「様式第70」と読み替えるものとする。

第10編 クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

(準用)

第144条 第5条第1項、第6条から第9条まで、第10条(第1号を除く。)、第11条、第12条第2項及び第3項、第13条から第21条までの規定は、クルーズ等訪日旅客の受入促進事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「連絡調整会議において決定された事業計画に記載された事業について補助金」とあるのは「補助金」と、「様式第1-1又は様式第1-2」とあるのは「様式第77」と、第6条第1項中「様式第3」とあるのは「様式第78」と、第7条第1項中「様式第4」とあるのは「様式第79」と、同項第1号中「個別事業間の補助対象経費の配分について」とあるのは「別紙4の8に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を」と、同条第2項及び第14条中「別紙2」とあるのは「別紙4の8」と、同条第3項中「様式第5」とあるのは「様式80」、第8条第1項中「様式第6」とあるのは「様式第81」と、第9条中「様式第7」とあるのは「様式第82」と、第10条中「事業計画策定者及び補助対象事業者」とあるのは「補助対象事業者」と、「様式第8-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2」とあるのは「様式第83」と、第11条中「様式第9」とあるのは「様式第84」と、第13条中「様式第11-1」とあるのは「様式第85-1」、「様式第11-2」とあるのは「様式第85-2」、第14条中「様式第12」とあ

るのは「様式第 8 6」、第 1 6 条第 2 項中「様式第 1 3 - 1 による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書」又は様式第 1 3 - 2」とあるのは「様式第 8 7 による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書」又は様式第 8 8」と、第 1 7 条第 1 項中「様式第 1 4」とあるのは「様式第 8 9」と、第 1 8 条第 2 項中「様式第 1 5」とあるのは「様式第 9 0」と、第 2 0 条第 2 項中「様式第 1 6」とあるのは「様式第 9 1」と、「様式第 1 7」とあるのは「様式第 9 2」と読み替えるものとする。

(その他必要な事項)

第 1 4 5 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。また、港湾局所管の事業においてこの要綱に定めのないものについては「港湾関係補助金等交付規則」(昭和 3 6 年 6 月 2 8 日運輸省令第 3 6 号)、「港湾関係補助金等交付規則実施要領」(昭和 4 3 年 5 月 8 日港管第 8 1 4 号)を準用するものとする。

第 1 1 編 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業

(補助金交付申請)

第 1 4 6 条 適正化法第 5 条及び適正化法施行令第 3 条の規定による補助金の交付申請については、補助金の交付を受ける民間事業者(以下この編において「交付申請者」という。)は、国土交通大臣に対し、様式第 4 7 による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請をするに当たっては、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額しなければならない。ただし、補助金交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第 1 4 7 条 国土交通大臣は、前条第 1 項の規定により補助金交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第 6 条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第 1 4 8 条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第 8 条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第 4 8 による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 1 4 9 条 適正化法第 9 条第 1 項に規定する補助金交付申請の取下げについて、第 1 4 7 条の交付決定を受けた交付申請者は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して 1 5 日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第 4 9 による申請取下書を提出するものとする。

(申請の変更)

第 1 5 0 条 補助対象事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号に掲げる事由により、補助金申請書の交付申請金額を変更しようとするときは、あらかじめ様式第 5 0 により変更交付申請書を提出するものとする。

一 補助対象経費総額の増加

二 補助対象事業の内容(ただし、補助対象事業の目的等に関係がない細部の変更であると認める場合を除く。)

(交付の変更決定)

第151条 国土交通大臣は、前条の規定により申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助対象事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第152条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第51による変更交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第153条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助対象事業者は、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第52による変更申請取下書を提出するものとする。

(遂行状況報告)

第154条 補助対象事業者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、国土交通大臣から要求があった場合は、速やかに様式第53による遂行状況報告書を提出するものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第155条 国土交通大臣は、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助対象事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、補助対象事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第156条 補助対象事業者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に様式第54による実績報告書を提出して行うものとする。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として様式第54による実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第146条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

4 第146条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額に補助率を乗じて得た金額（前項の規定により減額した補助対象事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第55の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに国土交通大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第157条 国土交通大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、補助対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者の様式第56による交付額確定通知書を通知するものとする。

(補助金の支払)

第158条 国土交通大臣は、前条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第57による補助金支払請求書又は様式第58による補助金概算払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(是正のための措置)

第159条 国土交通大臣は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第160条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第17条第1項及び第2項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく国土交通大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- 三 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 五 補助対象事業者が、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

2 国土交通大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 国土交通大臣は、前項の返還を命ずる場合(第1項第4号の場合を除く。)には、適正化法第19条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助対象事業者が受領した日から納付の日までの期間に応じて年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 国土交通大臣は、補助金の返還を命じ、これを補助対象事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 国土交通大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後において

も適用があるものとする。

（補助金の返還命令）

第161条 国土交通大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該補助対象事業者はその額の返還を命じなければならない。

（補助金の返還の期限）

第162条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による補助金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

（補助金の経理）

第163条 補助対象事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助対象事業の検査等）

第164条 国土交通大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、様式第32-1による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第165条 補助対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち補助対象事業者から補助金の交付を受けた地方公共団体及び民間事業者（以下この編において「間接補助事業者」という。）その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者（以下この編において「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第166条 補助対象事業者は、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（間接補助金交付の際付す条件）

第167条 補助対象事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第149条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

- 一 補助金の交付を受けた間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助対象事業者の承認を受けなければならないこと（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
 - 二 補助対象事業者が、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助対象事業者に納付させることがあること。
 - 三 事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 補助対象事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - 3 補助対象事業者は、第156条第4項に準じて付した条件及び第1項第2号で付す条件により間接補助事業者から補助対象事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

（補助金交付の際付す条件）

- 第168条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
 - 3 補助対象事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（その他必要な事項）

- 第169条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

第12編 地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業

（補助金交付申請）

- 第170条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による補助金の交付申請については、補助金の交付を受ける民間事業者（以下この編において「交付申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、様式第47による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。
- 2 前項の補助金交付申請をするに当たっては、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額しなければならない。ただし、補助金交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第171条 国土交通大臣は、前条第1項の規定により補助金交付申請があつた場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第172条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第48による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第173条 適正化法第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げについて、第171条の交付決定を受けた交付申請者は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第49による申請取下書を提出するものとする。

(申請の変更)

第174条 補助対象事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号に掲げる事由により、補助金申請書の交付申請金額を変更しようとするときは、あらかじめ様式第50により変更交付申請書を提出するものとする。

- 一 補助対象経費総額の増加
- 二 補助対象事業の内容（ただし、補助対象事業の目的等に関係がない細部の変更であると認める場合を除く。）

(交付の変更決定)

第175条 国土交通大臣は、前条の規定により申請の変更があつた場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助対象事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第176条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第51による変更交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第177条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助対象事業者は、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第52による変更申請取下書を提出するものとする。

(遂行状況報告)

第178条 補助対象事業者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、国土交通大臣から要求があつた場合は、速やかに様式第53による遂行状況報告書を提出するものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第179条 国土交通大臣は、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助対象事業者にその遂行等を命ずることができる。

- 2 国土交通大臣は、補助対象事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

- 第180条 補助対象事業者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に様式第54による実績報告書を提出して行うものとする。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として様式第54による実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 第170条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。
- 4 第170条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額に補助率を乗じて得た金額（前項の規定により減額した補助対象事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第55の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに国土交通大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第181条 国土交通大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、補助対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に様式第56による交付額確定通知書を通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第182条 国土交通大臣は、前条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。
- 2 補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第57による補助金支払請求書又は様式第58による補助金概算払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(是正のための措置)

- 第183条 国土交通大臣は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

- 第184条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第17条第1項及び第2項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助対象事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく国土交通大臣の処分

若しくは指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合

三 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

五 補助対象事業者が、別紙１の２「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

２ 国土交通大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、適正化法第１８条第１項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３ 国土交通大臣は、前項の返還を命ずる場合（第１項第４号の場合を除く。）には、適正化法第１９条第１項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助対象事業者が受領した日から納付の日までの期間に応じて年１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４ 国土交通大臣は、補助金の返還を命じ、これを補助対象事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第１９条第２項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年１０．９５％の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

５ 国土交通大臣は、前２項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第１９条第３項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

６ 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還命令）

第１８５条 国土交通大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、適正化法第１８条第２項の規定に基づき、当該補助対象事業者にその額の返還を命じなければならない。

（補助金の返還の期限）

第１８６条 適正化法第１８条第１項及び第２項の規定による補助金の返還の期限については、同条第１項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から２０日以内とし、同条第２項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

（補助金の経理）

第１８７条 補助対象事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（補助対象事業の検査等）

第１８８条 国土交通大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第２３条第１項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２ 前項の職員は、様式第３２－１による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第189条 補助対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち補助対象事業者から補助金の交付を受けた地方公共団体及び民間事業者（以下この編において「間接補助事業者」という。）その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者（以下この編において「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第190条 補助対象事業者は、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（間接補助金交付の際付す条件）

第191条 補助対象事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第173条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

一 補助金の交付を受けた間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助対象事業者の承認を受けなければならないこと（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

二 補助対象事業者が、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助対象事業者に納付させることがあること。

三 事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

2 補助対象事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。

3 補助対象事業者は、第180条第4項に準じて付した条件及び第1項第2号で付す条件により間接補助事業者から補助対象事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

（補助金交付の際付す条件）

第192条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間

を経過した場合を除く。）。

- 2 補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 補助対象事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（その他必要な事項）

第193条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

第13編 能登半島地震観光支援事業

（準用）

第194条 第22条から第45条までの規定は、能登半島地震観光支援事業を行う場合において準用する。この場合において、第22条中「需要創出支援実施計画及び第46条第1項の感染防止対策等への支援実施計画」とあるのは「能登半島地震観光支援実施計画」と、「都道府県」とあるのは「県」と、第23条中「需要創出支援」とあるのは「能登半島地震観光支援」と、「都道府県」とあるのは「県」と、第24条中「都道府県」とあるのは「県」と、「様式第20」とあるのは「様式第47」と、第26条中「様式第21」とあるのは「様式第48」と、第27条中「都道府県」とあるのは「県」、第28条中「需要創出支援」とあるのは「能登半島地震観光支援」と、第35条中「様式第29」とあるのは「様式第56」と、読み替えるものとする。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成30年6月25日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 観光地域ブランド確立支援事業交付要綱（平成25年3月7日観観振第207号-2）は廃止する。
- 3 前項により廃止された交付要綱に基づき、平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和2年6月1日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 改正前の交付要綱に基づき、平成31年度（令和元年度）までの予算により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和2年10月30日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和2年10月30日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。ただし、既に提出された書面については、この限りでない。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年4月1日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 改正前の交付要綱に基づき、令和2年度までの予算により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年4月20日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。

- 2 本改正は、令和3年4月19日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年4月30日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和3年4月29日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年5月14日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和3年5月13日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。
- 3 感染防止対策等への支援の補助対象経費は、第47条において準用する第25条の規定に基づく交付決定を行った日以前であっても、交付決定前の実施が必要であったと確認できる経費については、補助対象とすることができる。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年7月9日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和3年7月8日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年9月30日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和3年9月29日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年11月25日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和3年11月24日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。
- 3 改正後の第22条の適用にあたっては、改正前の第22条に基づき通知した交付限度額と改正前の別紙5に定められた交付限度額の合計額を改正後の第22条に基づき通知したものとみなす。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年1月18日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 改正前の交付要綱に基づき、実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年1月19日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和4年1月18日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。
- 3 令和4年1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大の速度に鑑み、当分の間、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項に基づきまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された区域又は同条第3項に基づきまん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加して公示された区域を含む都道府県（次項において「重点措置対象都道府県」という。）に対する第3条第二号ロの需要創出支援は、改正後の別紙1 I（9）に関わらず、当該公示の日までに予約された旅行であって、同日から7日以内（令和4年1月7日に公示された区域を含む都道府県に対する需要創出支援にあつては同月26日まで）に出発するものについては、なお従前の例による。
- 4 令和4年1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大の速度に鑑み、当分の間、別紙1に定める割引等事業に重点措置対象都道府県である隣接都道府県の居住者を含める都道府県に対する第3条第二号ロの需要創出支援は、改正後の別紙1 I（10）に関わらず、当該公

示の日までに予約された旅行であって、同日から7日以内（令和4年1月7日に公示された区域を含む都道府県に対する需要創出支援にあつては同月26日まで）に出発するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年1月31日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 改正前の交付要綱に基づき、実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この交付要綱は、令和4年2月18日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年3月2日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和4年3月1日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年3月22日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 改正前の交付要綱に基づき、実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年3月25日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和4年3月24日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年4月20日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和4年4月19日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

この交付要綱は、令和4年5月11日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年5月20日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和4年5月19日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年6月21日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和4年6月20日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年7月14日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和4年7月13日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年8月25日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和4年8月24日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年9月28日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和4年9月27日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年12月12日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 改正前の交付要綱に基づき、実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年12月13日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和4年12月12日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和5年2月17日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和5年2月16日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和5年3月8日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和5年3月7日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和5年3月24日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和5年3月23日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和5年4月27日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和5年4月26日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和5年12月27日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和5年12月26日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和6年1月30日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和6年1月29日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和6年3月29日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 改正前の交付要綱に基づき、実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和6年12月17日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 改正前の交付要綱に基づき、実施した事業については、なお従前の例による。

別紙 1

I. 需要創出支援の内容

第3条第二号ロの需要創出支援とは、新型コロナウイルス感染症(C O V I D - 1 9) (以下「感染症」という。) 拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、都道府県において、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与するために、補助対象事業者である都道府県(以下「対象都道府県」という。) が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する割引及び旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のために必要な費用を支援する事業であり、以下の条件を満たすもの。

- (1) (4) の旅行に係る旅行商品又は宿泊サービスを対象とし、旅行代金又は宿泊代金が割り引かれるもの(以下「対象商品」という。) であること。
- (2) 旅行期間中に使用可能なクーポン券の付与など、土産物店、飲食店、公共交通機関などの幅広い産業に裨益する支援策を割引と併せて実施する場合は、付与されたクーポン券等が転売されないような措置や旅行と無関係な使用がなされないような措置を講じるなど、本来の目的とは異なる使用を防止する工夫をすること。
 - ※(4) ①、②又は③に該当する旅行に対する割引等事業においては、クーポン券等の付与を必ずしも前提とするものではない。また、準備が整った段階で事業に組み込むことも可とする。
 - ※(4) ④に該当する旅行に対する割引等事業においては、クーポン券等の付与を前提とする。ただし、クーポン券等の付与を開始できない事情がある対象都道府県については、クーポン券等の付与の開始日を予め周知することを前提に、準備が整った段階で事業に組み込むことも可とする。
 - ※(4) ⑤に該当する旅行に対する割引等事業においては、原則として、旅行者のスマートフォンを活用した電子クーポンの付与を前提とする。
- (3) 社会通念上、特定の者に金銭的な利益が偏って発生しないように配慮すること。また、換金性の高い商品とならないようにすること。
- (4) 次のいずれかに該当する旅行であること。

- ① 対象都道府県に居住する旅行者による当該対象都道府県内の旅行(令和3年4月1日から令和4年4月28日宿泊分(令和4年4月29日チェックアウト分) 及び令和4年5月9日から令和4年10月10日宿泊分(令和4年10月11日チェックアウト分) までの旅行に限る。ただし、令和3年11月19日から令和4年3月31日宿泊分(令和4年4月1日チェックアウト分) までの旅行については、隣接都道府県への往訪を旅程に含むものを含み、令和4年4月1日から令和4年4月28日宿泊分(令和4年4月29日チェックアウト分) 及び令和4年5月9日から令和4年10月10日宿泊分(令和4年10月11日チェックアウト分) までの旅行については、隣接都道府県又は同一地域ブロック都道府県への往訪を旅程に含むものを含む。)
- ② 隣接都道府県に居住する旅行者による対象都道府県及び当該隣接都道府県内で完結する旅行(当該対象都道府県及び当該隣接都道府県以外の都道府県を単に通過するものを含む。) のうち当該隣接都道府県内で完結する旅行(当該対象都道府県及び当該隣接都道府県以外の都道府県を単に通過するものを含む。) を除いた旅行(令和3年11月19日から令和4年4月28日宿泊分(令和4年4月29日チェックアウト分) 及び令和4年5月9日から令和4年10月10日宿泊分(令和4年10月11日チェックアウト分) までの旅行に限る。)
- ③ 同一地域ブロック都道府県に居住する旅行者による対象都道府県及び当該同一地域ブロック都道府県内で完結する旅行(当該対象都道府県及び当該同一地域ブロック都道府県以外の都道府県を単に通過するものを含む。) のうち当該同一地域ブロック都道府県内で

完結する旅行(当該対象都道府県及び当該同一地域ブロック都道府県以外の都道府県を単に通過するものを含む。)を除いた旅行(令和4年4月1日から令和4年4月28日宿泊分(令和4年4月29日チェックアウト分)及び令和4年5月9日から令和4年10月10日宿泊分(令和4年10月11日チェックアウト分)までの旅行に限る。)

④ 日本国内に居住する旅行者による対象都道府県を目的地とする旅行(令和4年10月11日から令和4年12月27日宿泊分(令和4年12月28日チェックアウト分)までの旅行に限る。)

⑤ 日本国内に居住する旅行者による対象都道府県を目的地とする旅行(令和5年1月10日から令和5年4月28日宿泊分(令和5年4月29日チェックアウト分)及び令和5年5月8日からの旅行に限る。)

※対象都道府県において、旅行者の居住地確認を必ず行うこと。

※隣接都道府県とは、対象都道府県と陸地で接する又は道路、鉄道若しくは航路(日帰りで行往ができるものとして認められる航路に限る。)によって接続する都道府県をいう。

※同一地域ブロック都道府県とは、別表において、対象都道府県と同一の地域ブロックに存する都道府県をいう。

※①、②又は③に該当する旅行に対して対象都道府県が行う割引等事業において、その支援対象に隣接都道府県又は同一地域ブロック都道府県(以下「隣接都道府県等」という。)に居住する旅行者を含める場合には、対象都道府県の知事は、あらかじめ、対象に含める都道府県の知事の同意を得ること。

※④又は⑤に該当する旅行について、連続した8泊以上の宿泊を伴う旅行商品に対する割引を行う場合には、7泊分までに限り支援の対象とすること。

※同一の旅行について、複数の都道府県の割引等事業を適用できる場合において、当該旅行に対して重複してこれらの割引等事業を適用した場合には、支援の対象外とする。

※修学旅行等については、支援対象とする基準を児童生徒等の居住地とするか、又は、学校の所在地とするか等について、地域の実情を踏まえ、各対象都道府県において定めるものとする。

※⑤に該当する旅行に対して対象都道府県が行う割引等事業の対象期間については、対象都道府県に対してこれまでに交付された予算の活用可能な範囲内で、各対象都道府県において定めるものとする。

(5) 以下により、本事業による旅行需要の喚起効果を最大限発揮するとともに、不正を防止するための措置を講ずること。

① 本来の価格と割引後の価格(助成後の価格)を明示し、その差額に対し助成があることを旅行者が明確に認知できるようにすること。

② 対象商品の販売に際し、助成分を予め上乗せされ、本来の価格が不当に設定されることにより、需要創出支援の趣旨を逸脱した販売が行われないよう事業者周知すること。特に、需要動向や物価上昇などの影響を超えて、合理的な範囲を上回るような高額な価格設定をしていることが明らかである場合などは、国へ報告を行うとともに、事業者の登録抹消などの措置を含め、厳正に対処すること。

③ 対象商品の販売に際しては、利用者が公平に購入可能な販売方法を用いるとともに、対象都道府県内における多様な旅行商品及び小規模宿泊施設を取り扱っている地場の旅行業者や宿泊事業者(地域の温泉協会や観光協会を含む。)、対象都道府県に所在しない旅行業者、インターネット上のみで取引を行う旅行業者(OTA)などによる販売を含め、一般的に利用される販売経路を確保するとともに、それらの販売方法を公平に用いること。特に、(4)④又は⑤に該当する旅行に対して行う割引等事業の実施にあたっては、対象商品が全国の旅行業者によって販売されるようにすること。また、対象都道府県は、対象商品の販売者が、取引先等の関係者に優先販売することを禁止するとともに、その旨の周

知徹底を図ること。

④ (4) ④又は⑤に該当する旅行に対して行う割引等事業を実施する場合には、全国を対象とした需要喚起を図る観点から、別紙3の(1)②又は③に定める一律の割引水準・クーポン付与額に基づいて実施すること。

⑤ (4) ④又は⑤に該当する旅行に対する割引等事業を実施する場合には、全国を対象として実施することとし、一部の都道府県に限って対象に含めることは認めないものとする。ただし、(11)又は(13)で定める場合は、この限りでない。

⑥ (4) ④又は⑤に該当する旅行に対して行う割引等事業の実施にあたっては、全国の旅行事業者等により対象都道府県を目的地とする旅行商品が販売されることに鑑み、以下の点に留意して事業を実施すること。

(ア) 多くの旅行事業者やOTAが対象都道府県の実施する割引等事業に参画することを踏まえ、申請書類等の簡素化を図るなど、旅行事業者や旅行者に過度の負担がかからないよう工夫を行うこと。

(イ) 複数の都道府県にまたがる旅行については宿泊数に応じた補助となることに鑑み、割引に際し、同一内容の申請を都道府県ごとに行う必要が生じるなどの煩雑な手続きが生じないように、旅行事業者等がスムーズに手続きを行える環境を整備すること。

(ウ) 幅広い事業者において販売がなされることで、需要喚起の効果が十分に発揮されるよう、事業者の執行状況、予算残額、今後の執行見込み額等を把握するとともに、事業者に対する予算配分を随時見直すこと。

⑦ (4) ④又は⑤に該当する旅行に対して行う割引等事業の実施にあたっては、事業における不正を防止するための措置として、別に定める事業者に対しては、対象商品の販売を許可しないこと。

⑧ 正当な理由なく、特定の旅行者が支援を受けられないなどの差別的な取扱いが生じないように、事業者適切に周知徹底を図ること。

⑨ その他、地域の実情に応じて、旅行需要の喚起効果の最大限の発揮と不正防止のため、創意工夫を図ること。

(6) 削除

(7) 感染拡大防止を徹底するため、対象商品に係る事業者及び(2)の支援策に係る事業者に対して関係する感染拡大予防ガイドラインを遵守させるとともに、分科会における提言など政府の感染拡大防止策を踏まえて適切な対策を講じること(令和5年5月8日からの旅行を除く。)

(8) 関係するガイドライン等に則して、ワクチンを接種済であること又はPCR検査等の検査結果が陰性であることを利用条件とすること(令和5年5月8日からの旅行を除く。)。ただし、「感染再拡大(リバウンド)防止に向けた指標と考え方に関する提言」(令和3年4月15日新型コロナウイルス感染症対策分科会。以下「提言」という。))におけるステージⅡ相当以下と都道府県知事が判断した都道府県において実施する令和3年12月31日宿泊分(令和4年1月1日チェックアウト分)までの対象都道府県に居住する旅行者による当該対象都道府県内の旅行に対する割引等事業については、従前の例により、本条件を適用しないことができること。

(9) (4) ①、②又は③に該当する旅行に対して行う割引等事業において、事業開始後に感染状況が「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)におけるレベル3(以下単に「レベル3」という。)相当以上((8)ただし書の割引等事業にあつては、提言におけるステージⅢ相当以上)と対象都道府県の知事が判断した場合又は対象都道府県の区域が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項又は第3項に基づき緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という。)として公示された場合には、本事業を活用した割引等事業を停止し、対

象都道府県の区域が同法第31条の4第1項又は第3項に基づきまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「まん延防止等重点実施区域」という。）として公示された場合には、当該公示に定められた同条第1項第1号の期間（以下「まん延防止等重点実施期間」という。）中は、同法第31条の6第1項に基づき当該都道府県が定める区域（以下「まん延防止等重点措置区域」という。）の居住者による旅行及びまん延防止等重点措置区域を目的地とする旅行に対しては、本事業を活用した割引等事業を停止すること。また、感染状況が「新たなレベル分類の考え方」におけるレベル2（以下単に「レベル2」という。）相当であって、レベル3相当以上への移行が想定される等の感染拡大局面にあると対象都道府県の知事が判断した場合には、本事業を活用した割引等事業の停止の可否を検討すること。

(10) (4) ①、②又は③に該当する旅行に対して行う割引等事業の対象に隣接都道府県等の居住者を含める場合にあっては、当該隣接都道府県等の感染状況がレベル3相当以上と当該隣接都道府県等の知事が判断した場合又は当該隣接都道府県等の区域が緊急事態措置区域として公示された場合には、当該隣接都道府県等の居住者の旅行に対する本事業の活用を停止し、当該隣接都道府県等の区域がまん延防止等重点実施区域として公示された場合には、当該公示に定められたまん延防止等重点実施期間中は、当該まん延防止等重点実施区域に係るまん延防止等重点措置区域の居住者の旅行に対する本事業を活用した割引等事業を停止すること。また、(4) ①、②又は③に該当する旅行に対して行う割引等事業の対象に隣接都道府県等の居住者を含める場合にあっては、当該隣接都道府県等の感染状況がレベル2相当であって、レベル3相当以上への移行が想定される等の感染拡大局面にあると当該隣接都道府県等の知事が判断した場合には、当該隣接都道府県等の居住者の旅行に対する本事業を活用した割引等事業の停止の可否を検討すること。

(11) (4) ④又は⑤に該当する旅行に対して行う割引等事業において、対象都道府県の区域が緊急事態措置区域として公示された場合、又は対象都道府県の区域がまん延防止等重点実施区域として公示され、当該まん延防止等重点実施区域に係るまん延防止等重点措置区域が定められた場合には、当該区域の居住者による旅行及び当該区域を目的地とする旅行に対しては、本事業を活用した割引等事業を停止すること。この場合にあっては、必要に応じて、当該区域以外の当該都道府県の区域を目的地とする旅行に対しても、本事業を活用した割引等事業を停止することができる。ただし、旅行者における混乱を防止する観点から、当該区域以外の当該都道府県の区域を目的地とする旅行に対する割引等事業の停止にあたっては、原則として新規予約に限って停止を行うこととし、感染状況等を踏まえて既存予約についても停止する場合には、一定の経過措置期間を設けるなど、旅行者における混乱を防止する措置を講じた上で実施すること。

(12) これらの公示がされていない場合であっても、対象都道府県の感染状況等を考慮した上で、対象都道府県を目的地とする旅行に対して、必要に応じて本事業を活用した割引等事業を停止することができる。ただし、旅行者における混乱を防止する観点から、割引等事業の停止にあたっては、原則として新規予約に限って停止を行うこととし、感染状況等を踏まえて既存予約についても停止する場合には、一定の経過措置期間を設けるなど、旅行者における混乱を防止する措置を講じた上で実施すること。

(13) 対象都道府県の感染状況が相当程度悪化していると国が判断する場合には、当該都道府県の全部若しくは一部の区域の居住者による旅行又は当該都道府県の全部若しくは一部の区域を目的地とする旅行に対しても、本事業を活用した割引等事業を停止すること。

II. 第23条第3項の公表及び報告する事項は以下のとおりとする。

1. 販売する対象商品の内容及び数量並びにその販売時期及び利用可能時期
2. 対象商品の販売方法とその販売割合、その他旅行需要の喚起効果を最大限発揮するとともに、不正を防止するために講じた措置

別表

地域ブロック	都道府県
北海道・東北	北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島
関東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨
北陸信越・中部	新潟 富山 石川 長野 福井 岐阜 静岡 愛知 三重
近畿	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
中国・四国	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知
九州・沖縄	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

補助対象事業の区分

地域周遊観光促進事業における補助対象事業については、以下のとおり区分するものとする。

1. 訪日外国人旅行者等による地域周遊観光を促進するための調査・戦略策定に係る事業

連絡調整会議において策定された「地域周遊観光促進に係る地域方針」に基づき、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーションに係る事業を実施する上で必要となる、調査・戦略策定に係る事業（訪日外国人旅行者等に対して当該地域への来訪等を促す滞在プログラムの企画、滞在プログラムの実施に当たっての課題の抽出及び当該課題を解決するために必要な事業の戦略策定、主たる滞在促進地区の魅力を向上するために必要な事業の戦略策定、その他地域周遊観光促進のために必要となる調査等）

2. 訪日外国人旅行者等による地域的な周遊観光を促進するための滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーションに係る事業

連絡調整会議において策定された「地域周遊観光促進に係る地域方針」に基づき、実施する事業（滞在プログラムを実施するに当たっての課題を解決するために必要な事業、当該地域の魅力を向上するために必要な事業、旅行商品の流通環境を整備するために必要な事業、当該地域の魅力の情報発信・プロモーションのために必要な事業、上記以外の事業で、地域周遊観光促進のために必要な事業）

訪日外国人旅行者等による地域的な周遊観光を促進するための調査・戦略策定に係る事業

補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
登録 DMO が策定した事業計画において、事業の実施主体として記載された登録 DMO 及び地方公共団体。	連絡調整会議において決定された事業計画に記載された経費であり、以下に掲げる経費。 訪日外国人旅行者等による地域周遊観光を促進するための調査・戦略策定に係る事業に要する経費 マーケティング調査（ICT を活用した訪日外国人旅行者等の流動動態調査、デジタルマーケティングを活用した国籍別ニーズ調査・分析、当該地域内の宿泊数調査、訪日外国人旅行者等の満足度調査、ターゲット市場認知度調査、観光消費額調査、来訪・再訪意向度調査、リピーター率調査分析経費等）、協議会の開催経費、専門家からの意見聴取に係る経費、今後の事業展開の戦略策定経費	個別事業毎に定額 （上限 1, 0 0 0 万円）

訪日外国人旅行者等による地域周遊観光を促進するための滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーションに係る事業

補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
登録 DMO が策定した事業計画において、事業の実施主体として記載された登録 DMO 及び地方公共団体。	連絡調整会議において決定された事業計画に記載された経費であり、以下に掲げる経費。 (1) 滞在コンテンツの充実、魅力向上のために必要な事業に関する経費 イ 体験型・滞在型コンテンツ等企画・造成・改善事業 体験型・滞在型コンテンツ等企画開発経費、課題抽出のためのモニタリング経費、ワークショップ開催経費、共通食事クーポン・共通入湯券等の企画開発経費 ロ 旅行商品造成事業 旅行商品の企画開発経費、課題抽出のためのモニターツアー経費、旅行商品造成のための旅行会社等招請経費 ハ 名産品開発 名産品の企画開発経費 (2) 訪日外国人旅行者等の受入環境の整備のために必要な事業に関する経費 イ 移動の快適化・利便向上事業 二次交通情報の検索システム整備経費（登録 DMO により実施される事業に限る）、二次交通実証実験経費（登録 DMO により実施される事業に限る）、共通乗車船券の企画開発経費（登録 DMO により実施される事業に限る） ロ 情報環境の改善・向上 観光案内ホームページ等 IT を活用した情報提供・案内システムの整備経費（交通事業者が実施する事業並びに観光拠点情報・交流施設、観光案内所及び手荷物集荷場・受渡場に係る事業を除く）、データ通信利便性向上に関する事業経費（無料公衆無線 LAN の機器購入費、機器設置費用は除く） ハ 観光案内の改善・向上 観光案内アプリの整備経費（公共交通事業者により実施される交通機関を利用するためのアプリの整備経費は除く）、パンフレット等作成経費、観光音声案内サービス提供経費 ニ 人材育成 地域事業者のスキルアップのためのセミナー実施経費、体験型プログラム等のガイド育成経費（観光案内所におけるスタッフ研修及び多様な宗教・生活習慣へ	個別事業毎に 1 / 2 以内 （ただし、同一事業の経費について、翌年度は 2 / 5、翌々年度は 1 / 3）

	の対応力の強化に関する研修は除く)、地域住民意識啓発セミナーの実施経費 ホ 提供サービスの品質保証、安全性確保に関する事業 品質管理・保証システムの開発・普及経費、安全管理に係る経費 (3) 旅行商品の流通環境の整備のために必要な事業に関する経費 イ 旅行商品、体験型・滞在型コンテンツ等の販路開拓 OTA への掲載経費、販路開拓のための旅行会社の招請及び旅行会社との商談に係る経費、現地旅行エージェントの活用経費 ロ 予約システムへの旅行商品、体験型・滞在型コンテンツ等の掲載 ITを活用した予約システムの整備経費、予約システムへの旅行商品、体験型・滞在型コンテンツ等の掲載・更新に係る経費 (4) 当該地域の魅力の情報発信・プロモーションのために必要な事業に関する経費 イ 旅行博等イベント出展 出展ブースの設置費用、事業のための旅費 ロ 広告・宣伝 WEB・SNSを活用した広告経費、メディア招請経費、インフルエンサー招請経費、交通事業者等の民間事業者と連携したキャンペーンの実施経費、現地旅行エージェントを活用したプロモーション経費 ハ プロモーション資材作成 プロモーション画像・動画の作成経費、プロモーション用パンフレット類の作成経費、ブランドを象徴するロゴ等デザイン作成経費 (5) 上記以外の事業で、地域周遊観光促進のために必要な事業に関する経費	
金額の額の確定	1. 訪日外国人旅行者等による地域周遊観光を促進するための調査・戦略策定に係る事業に係る補助金の額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を合算したものである。 (1) 補助金交付決定額の内訳となる個別事業の額 (2) 補助対象経費の内訳となる個別事業の実施額 (3) 補助対象経費の内訳となる個別事業の実施額から、当該個別事業に係る収入	

	額を控除した額 2. 訪日外国人旅行者等による地域周遊観光を促進するための滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーションに係る事業に係る補助金の額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を合算したものである。 (1) 補助金交付決定額の内訳となる個別事業の額 (2) 補助対象経費の内訳となる個別事業の実施額に $1/2$ (ただし、同一事業の経費について、翌年度は $2/5$、翌々年度は $1/3$) を乗じて得た額 (3) 補助対象経費の内訳となる個別事業の実施額から、当該個別事業に係る収入額を控除した額に $1/2$ (ただし、同一事業の経費について、翌年度は $2/5$、翌々年度は $1/3$) を乗じて得た額 * 消費税等仕入控除税額については、補助対象としないものとする。
--	---

* 留意事項

- (1) 補助対象事業については、それぞれの個別事業が地域周遊観光促進を実現することに寄与するものでなければならないものとし、例えば、特定の観光資源を紹介する観光パンフレットの作成だけを行うような地域周遊観光促進に寄与しない個別事業については補助対象外とする。また、外国人旅行者向けの情報発信については、外国人目線を取り入れて着地整備の取組を行っている地域に限り、補助対象とする。日本人旅行者向けの情報発信については、旅行商品流通環境整備事業で対象とした旅行商品の販売促進につながるものに限り、補助対象とする。
- (2) 補助対象事業者が支出する経費についてのみ補助対象経費とする。
- (3) 補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。
- (4) 各個別事業については、設定された目標について事後評価を実施すること。また、目標の達成状況を踏まえて評価を実施し、事業継続の中止や抜本的見直しを含め、次年度以降の事業計画に反映させること。
- (5) 特定の登録 DMO において、目標の達成状況が総合的に悪いと認められる場合は、当該登録 DMO は次年度において第 3 条に定める補助対象事業者の対象外とする。

別紙 3

需要創出支援

補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
都道府県	(1)旅行の促進のための補助等 (直接経費) イ 旅行商品代金の割引額 ロ 宿泊代金の割引額 ハ クーポン券等の付与額 (プレミアム相当額) (2)事務経費 イ システム管理費 ロ 広報宣伝費 ハ 管理委託費 ニ その他事業の目的を遂行するために必要であると大臣が認めた経費(補助対象事業者の運営費、人件費などの経常経費は対象外)	(1)旅行の促進のための補助等 ①別紙1のⅠ.(4)①、②又は③に該当する旅行に対する割引等事業 ・旅行商品代金・宿泊料金の50%以内で設定する割合で割り引いた額(一人泊当たり5,000円を上限とする) ※日帰り旅行の場合は、日帰り旅行商品の代金の50%以内で設定する割合で割り引いた額(一人当たり5,000円を上限とする。) ・割引事業の補助に併せて、地域限定クーポン券等を付与する場合は一人泊当たり2,000円を上限として付与する額(日帰り旅行の場合は、一人当たり2,000円を上限として付与する額) ②別紙1のⅠ.(4)④に該当する旅行に対する割引等事業 ・旅行商品代金・宿泊料金の40%(一人泊当たり5,000円を上限とする。ただし、交通付旅行商品の場合には、一人泊当たり8,000円を上限とする。) ※日帰り旅行の場合は、日帰り旅行商品の代金の40%(一人当たり5,000円を上限とする。) ・割引事業の補助に併せたクーポン券等の付与は、平日の旅行については一人泊当たり3,000円、休日の旅行については、一人泊当たり1,000円。 ※日帰り旅行の場合は、平日の旅行については一人当たり3,000円、休日の旅行については、一

		人当たり 1,000 円とする。ただし、対象都道府県の判断により、全部又は一部の日帰り旅行について、クーポン券等を付与しないこともできることとする。 ③別紙 1 の I. (4) ⑤に該当する旅行に対する割引等事業 ・旅行商品代金・宿泊料金の 20% (一人泊当たり 3,000 円を上限とする。ただし、交通付旅行商品の場合には、一人泊当たり 5,000 円を上限とする。) ※日帰り旅行の場合は、日帰り旅行商品の代金の 20% (一人当たり 3,000 円を上限とする。) ・割引事業の補助に併せたクーポン券等の付与は、平日の旅行については一人泊当たり 2,000 円、休日の旅行については、一人泊当たり 1,000 円。 ※日帰り旅行の場合は、平日の旅行については一人当たり 2,000 円、休日の旅行については、一人当たり 1,000 円とする。ただし、対象都道府県の判断により、全部又は一部の日帰り旅行について、クーポン券等を付与しないこともできることとする。 (2) 事務経費 これまでに第 25 条の規定による補助金の交付決定を行った額(第 29 条の規定による補助金の変更交付決定を行った場合には、その額)の合計の 5 分の 1 を上限 (消費税が発生する場合は別途対象となる。)とする。
--	--	---

＊ 留意事項

- (1) 別紙１のⅠ．(４)①、②又は③に該当する旅行に対する割引等事業については、具体的な支援内容、支援対象、クーポン券等の付与の有無等の制度設計は都道府県において行うものとする。
- (2) 地方創生臨時交付金を活用した自治体による上乗せ等、独自の助成金等との併給は可能だが、G o T o トラベル事業との併給は認められない。なお、別紙１のⅠ．(４)④又は⑤に該当する旅行について、独自の助成金による上乗せ等を行う場合は、旅行商品代金・宿泊料金におけるそれぞれの割引等の内訳を明示することとする。
- (3) 地域の幅広い産業に裨益する支援策としてクーポン券等の付与を行う場合には、実際に旅行者が使用した分に限り補助対象経費とすることができる。
- (4) 休日とは、宿泊を伴う旅行の場合については、土曜日、その翌日が祝日である日曜日及び祝日並びにその翌日が土曜日である祝日をいい、日帰り旅行の場合については、土曜日、日曜日及び祝日をいう。平日とは、休日以外の日をいう。
- (5) 令和３年９月３０日付け観観振第１６４号、観観産第１８８号による交付要綱の一部改正で定められた、国土交通大臣が認めた市町村において地域限定クーポン券等の付与額の上限額に２,０００円を加えた額を上限額とすることができることとした規定については、令和４年３月３１日までの旅行に対して付与する場合に限り、効力を有する。
- (6) 別紙１のⅠ．(４)④又は⑤に該当する旅行において、複数の都道府県にまたがった宿泊を伴う旅行商品に対する割引等を実施する場合には、当該都道府県ごとの宿泊数に応じて補助を行うものとする。ただし、各々の宿泊ごとの料金が明らかである場合又は当該都道府県間の協議が整った場合はこの限りではない。
- (7) 交通付旅行商品とは、旅行者の移動のための交通サービス（特定の施設内の移動サービス又は遊覧サービスのみを提供するものは除く。）を旅行商品に含むものをいい、具体的には、有料列車、乗合バス、タクシー、ハイヤー、船舶（離島航路に係るものを除く。）（これらの交通機関が提供する交通サービスについては片道５０km以上利用するものに限る。）、貸切バス（２時間以上利用するものに限る。）、航空機又は離島航路に係る船舶の利用を含むものをいう。

別紙 4

感染防止対策等への支援

補助対象事業者	補助対象経費	補助率等	補助対象経費の 遡及適用日
都道府県	(1) 間接補助事業に要する経費 イ 宿泊事業者が感染拡大予防ガイドラインその他都道府県が設定する基準等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入、専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費を助成する事業に要する経費 ロ 宿泊事業者が実施するマイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入等新たな需要に対応するための取組に要する経費を助成する事業に要する経費 ハ 都道府県が実施する宿泊事業者における感染拡大防止策の実施状況を確認するための調査等に要する経費 (2) 事務経費 イ システム管理費 ロ 管理委託費 ハ その他事業の目的を遂行するために必要であると大臣が認めた経費（補助対象事業者の運営費、人件費などの経常経費は対象外）	(1) 補助事業に要する経費 1 / 2 (2) 事務経費 (1) 間接補助事業に要する経費イ及びロとして交付される額の 10%を上限（消費税が発生する場合は別途対象となる。）とする。ただし、第 47 条で準用する第 29 条に基づき補助金の額を減額する変更決定がなされる場合には、補助金が減額される前の交付決定における間接補助事業に要する経費イ及びロとして交付される額の 10%を上限（消費税が発生する場合は別途対象となる。）とする。	令和 2 年 5 月 14 日 （(1) の経費に限る。）

* 留意事項

- (1) 具体的な支援内容等の制度設計は都道府県において行うものとするが、補助対象経費の(1) 間接補助事業に要する経費イ及びロについて、本事業による補助額は、各都道府県において施設の規

- 模等に応じ段階的に設定できるものとし、その際、1施設あたりの上限額を併せて500万円とする。
- (2) 地方創生臨時交付金を活用した自治体による上乗せ等、独自の助成金等との併給は可能。

別紙 4 の 2

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
民間事業者等	(1) 間接補助事業に要する経費 イ 観光拠点再生計画又は自然公園法上の利用拠点整備改善計画に基づき観光施設を再生し、さらに地域全体で魅力と収益力向上を図るための改修等に要する経費の一部を助成する事業に要する経費 ロ 自治体、登録 DMO、候補 DMO 等が観光拠点再生計画を作成するにあたり必要となる協議会運営や専門家派遣等に要する経費	(1) 間接補助事業に要する経費 1 / 2、2 / 3、定額
民間事業者	(2) 事務経費 労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業の目的を遂行するために特に必要であると大臣が認める経費（公租公課等）	(2) 事務経費 上限 150 億円

* 留意事項

- (1) 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。
- (2) 補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。
- (2) の事務経費は、所要額の積み上げによるものとする。

別紙４の３

インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業		
補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
民間事業者	(1) 間接補助事業に要する経費 本格的な再開が見込まれるインバウンドの地方誘客や観光消費の拡大を促進するため、観光事業者が連携して地域に根差した観光資源を磨き上げる取組に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	(1) 間接補助事業に要する経費 1 / 2 (1 件あたりの助成額について、400 万円以下の部分については定額)
	(2) 事務経費 イ 人件費 ロ 旅費 ハ 会議費 ニ 謝金 ホ 外部有識者派遣経費 ヘ 外注費 ト 補助人件費 チ その他諸経費 (通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの)	(2) 事務経費 (1) の間接補助事業に要する経費として交付される額の 10% を上限 (消費税が発生する場合は別途対象となる。) とする。

※留意事項

- (1) の間接補助事業に要する経費の助成額は、1 件あたりの上限額を 1,250 万円とする。
- (2) の事務経費は、所要額の積み上げによるものとする。

別紙 4 の 4

地域観光新発見事業		
補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
地方公共団体、DMO、民間事業者等	(1) 間接補助事業に要する経費 地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツについて磨き上げや販路開拓及び情報発信に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	(1) 間接補助事業に要する経費 1 / 2 (1 件あたりの助成額について、400 万円以下の部分については定額)
民間事業者	(2) 事務経費 イ 人件費 ロ 旅費 ハ 会議費 ニ 謝金 ホ 外部有識者派遣経費 ヘ 外注費 ト 補助人件費 チ その他諸経費 (通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの)	(2) 事務経費 (1) の間接補助事業に要する経費として交付される額の 10% を上限 (消費税が発生する場合は別途対象となる。) とする。

※留意事項

- (1) の間接補助事業に要する経費の助成額は、1 件あたりの上限額を 1,250 万円とする。
 (2) の事務経費は、所要額の積み上げによるものとする。

別紙 4 の 5

地域観光魅力向上事業		
補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
地方公共団体、DMO、民間事業者等	(1) 間接補助事業に要する経費 地域の観光資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツについて販路開拓及び情報発信に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	(1) 間接補助事業に要する経費 1 / 2 (1 件あたりの助成額について、400 万円以下の部分については定額)
民間事業者	(2) 事務経費 イ 人件費 ロ 旅費 ハ 会議費 ニ 謝金 ホ 外部有識者派遣経費 ヘ 外注費 ト 補助人件費 チ その他諸経費 (通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの)	(2) 事務経費 (1) の間接補助事業に要する経費として交付される額の 10% を上限 (消費税が発生する場合は別途対象となる。) とする。

※留意事項

- (1) の間接補助事業に要する経費の助成額は、1 件あたりの上限額を 1,250 万円とする。
 (2) の事務経費は、所要額の積み上げによるものとする。

別紙4の6

持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出		
補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
地方公共団体、登録 DMO、候補 DMO、民間事業者等	地域での滞在・体験を通じて日本ならではの持続可能性の仕組みや地域への貢献を実感できる価値体験を生み出し、観光利用と地域資源の保全の両立のための好循環の仕組みづくりと連動したコンテンツの造成に必要な設備・備品の購入等に要する経費	補助率 1 / 2 (上限 500 万円)
	地域での滞在・体験を通じて日本ならではの持続可能性の仕組みや地域への貢献を実感できる価値体験を生み出し、観光利用と地域資源の保全の両立のための好循環の仕組みづくりと連動したコンテンツに必要な施設等の改修・整備に要する経費	補助率 1 / 2 (上限 5,000 万円)

注 1：補助対象事業者が支出する経費についてのみ補助対象経費とする。

注 2：補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。

注 3：補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業		
補助対象事業者	補助対象経費	補助率
・ 地方公共団体 ・ 登録 DMO ・ 候補 DMO ・ 民間事業者 ・ 協議会等	歴史的資源を活用した観光まちづくりの更なる推進を目的として、地域の魅力を向上させ、面的な高付加価値化を実施する地域における以下に掲げる経費 (1) 歴史的資源の宿泊等環境整備に対する支援 ① 歴史的資源の内装整備及び耐震補強 ② 寝具・家具等の購入にかかる費用 ③ 多言語対応タブレットの購入及び設定費 ④ ホームページ等 I T を活用した情報提供・案内・予約システムの整備費及び多言語対応にかかる費用 ⑤ 施設内における多言語案内の制作及び設置費用 ⑥ 感染症対策対応整備に必要な経費 (2) 歴史的資源を活用した滞在拠点の高付加価値化支援 ① 体験型・滞在型コンテンツの企画・造成・改善（多言語対応等）等にかかる費用 ② 旅行商品の企画開発、課題抽出、高質化やモニターツアー等にかかる費用 ③ 滞在時の案内を行うコンシェルジュの養成等に必要な経費 ④ 戦略や広報方針等の策定費（プロモーション活動、観光まちづくり計画・コンセプト策定、動画・広告作成）	1/2
・ 地方公共団体 ・ 登録 DMO ・ 候補 DMO ・ 民間事業者 ・ 協議会等	(3) 地域の賑わいを創る歴史的建造物の改修、再建築、及び周辺環境の整備に対する支援 ① 地域の賑わいを創る歴史的建造物の新築・増築・改築、大規模な修繕及び大規模な模様替等にかかる費用	1/3(上限 5000 万円)

	② 歴史的建造物の周辺環境の整備 等にかかる費用	
--	-----------------------------	--

注 1：補助対象事業者が支出する経費についてのみ補助対象経費とする。

注 2：補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。

注 3：補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

クルーズ等訪日旅客の受入促進事業		
補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
・クルーズ振興のための地域の協議会等※ ・港湾管理者 ・地方公共団体 ・民間事業者	○ 上質な寄港地観光造成 訪問観光先の創出・分散化のために実施される、多様な寄港地観光パッケージの創出や、船内等での寄港地観光の消費喚起スキーム構築、商談会等を通じたクルーズ船寄港促進に要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費 例：FAM ツアー・モニターツアーの開催、地元食材の掘り起こし・船への活用提案・納入等の仕組み作り、寄港地周辺地域でのストーリー性のあるツアーの造成、複数地域や離島を含む広域的なツアーの造成、他の交通モードと連携したパッケージ商品の創出に係る企画・実証・販売、商談会・国際フォーラムの開催・出展、必要機器のレンタル ○船舶航行の安全性確認 寄港するクルーズ船の分散化・多様化に対応するための船舶航行の安全性の検証及び現地における安全性の確認に必要な経費のうち調査費、協議会運営費 例：船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認 ○クルーズ客に対するマナー啓発 禁止行為を含めた寄港地のマナー啓発を促すコンテンツ制作、設備整備に要する経費のうち本工事費、附帯工事費、システム整備費、コンテンツ制作費、物品購入費、設計費及び補償費 例：寄港地における看板設置、マナー啓発コンテンツ制作、クルーズターミナルにおけるデジタルサイネージ・モニターの整備 ○地域住民の理解促進 クルーズ船受入に対する理解醸成のために実施される、以下の取り組みに要する経費のうち、企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費、コンテンツ制作費 例：住民向けフェスタ・シンポジウムの開催、船内見	1/2 以内

	学会の開催	
--	-------	--

注1：国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

注2：補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

注3：補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、確定した時点で減額するものとする。

注4：※の「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。

一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）

二 地方整備局及び/または地方運輸局（北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む。）

三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者（登録DMOを含む。）

別紙４の９

特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業		
補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
地方公共団体、DMO、民間事業者等	(1) 間接補助事業に要する経費 インバウンド消費の本格的な回復・拡大に資する、文化、自然、食、スポーツ等の分野での特別な体験コンテンツ・イベント等の創出を図る取組に要する経費の一部を助成する事業に要する経費 ① インバウンド規模 3,000 名以上の体験コンテンツ・イベント等の創出に係る経費 ② 高付加価値化等を支援する経費	(1) 間接補助事業に要する経費 ① 1,500 万円定額に加え、1,500 万円から 6,000 万円まで補助率 1/2（最低事業費 2,500 万円（最低自己負担額 500 万円）） ② 1,000 万円定額に加え 1,000 万円から 3,000 万円まで補助率 1/2（最低事業費 1,500 万円（最低自己負担額 250 万円））
民間事業者	(2) 事務経費 イ 人件費 ロ 旅費 ハ 会議費 ニ 謝金 ホ 外部有識者派遣経費 ヘ 外注費 ト 補助人件費 チ その他諸経費（通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの）	(2) 事務経費 事業費総額（交付決定時）の 1 割以内とする。

注 1：具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領等に定める。

注 2：事務経費は、所要額の積み上げによるものとする。

別紙４の１０

地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業		
補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
地方公共団体、DMO、民間事業者等	(1) 間接補助事業に要する経費 文化、自然、食、スポーツ等の分野での特別な体験コンテンツ・イベント等の創出を図る取組に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	(1) 間接補助事業に要する経費 1,000万円定額に加え、1,000万円から8,000万円まで補助率1/2（最低事業費1,500万円（最低自己負担額250万円））
民間事業者等	(2) 事務経費 イ 人件費 ロ 旅費 ハ 会議費 ニ 謝金 ホ 外部有識者派遣経費 ヘ 外注費 ト 補助人件費 チ その他諸経費（通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの）	(2) 事務経費 事業費総額（交付決定時）の1割以内とする。

注１：具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領等に定める。

注２：事務経費は、所要額の積み上げによるものとする。

別紙5 感染防止対策等への支援に係る都道府県ごとの補助対象経費の上限額

(千円)

都道府県	補助対象経費の上限額
北海道	5,869,976
青森県	1,323,490
岩手県	1,234,959
宮城県	1,157,634
秋田県	914,452
山形県	1,157,634
福島県	2,480,003
茨城県	1,238,321
栃木県	2,098,982
群馬県	2,130,360
埼玉県	909,970
千葉県	2,476,641
東京都	5,262,583
神奈川県	2,385,868
新潟県	2,536,036
富山県	692,563
石川県	1,510,639
福井県	1,529,690
山梨県	3,154,636
長野県	7,252,861
岐阜県	1,901,747
静岡県	4,641,741
愛知県	1,505,036
三重県	1,703,391
滋賀県	974,967
京都府	5,460,938
大阪府	2,595,430
兵庫県	2,393,713
奈良県	874,109
和歌山県	1,543,138
鳥取県	858,420
島根県	842,730
岡山県	1,138,583
広島県	1,442,279

山口県	941,348
徳島県	842,730
香川県	936,865
愛媛県	1,038,845
高知県	898,763
福岡県	1,957,779
佐賀県	562,567
長崎県	2,252,511
熊本県	2,026,139
大分県	2,184,151
宮崎県	986,174
鹿児島県	2,334,318
沖縄県	6,811,324

I. 能登半島地震観光支援事業の内容

第3条第2号ワの能登半島地震観光支援事業とは、北陸地方（石川県、富山県、福井県、新潟県をいう。以下同じ。）の各県が、令和6年能登半島地震による風評被害を払拭し、深刻な影響を受けた北陸地方の旅行需要を早期に回復及び喚起するため、国内旅行者はもとより訪日旅行者が旅行商品又は宿泊サービスを購入する際に割引を行うために必要な費用を支援する事業であり、以下の条件を満たすもの。

- (1) 目的地が北陸地方に限定される宿泊を伴う旅行商品又は宿泊サービス（以下「旅行商品等」という。）を対象とし、旅行代金又は宿泊代金が割引かれるもの（以下「対象商品」という。）であること。
 - (2) 個々の旅行商品等の割引額は、旅行商品等の単価に50%の割引率を乗じた額又は別紙6の2別表における割引限度額のうち、いずれか小さい方の額の範囲内であること。
 - (3) 以下により、本事業による旅行需要の喚起効果を最大限発揮するとともに、不正を防止するための措置を講ずること。
 - ① 対象商品の販売に際しては、補助事業であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを旅行者が明確に認知できるようにすること。
 - ② 対象商品の販売に際し、助成分を予め上乗せされ、本来の価格が不当に設定されることにより、支援の趣旨を逸脱した販売が行われないよう事業者に周知すること。特に、需要動向や物価上昇などの影響を超えて、合理的な範囲を上回るような高額な価格設定をしていることが明らかである場合などは、国へ報告を行うとともに、事業者の登録抹消などの措置を含め、厳正に対処すること。
 - ③ 対象商品の販売に際しては、利用者が公平に購入可能な販売方法を用いるとともに、制度の趣旨に鑑み、公平性に留意しつつ、北陸地方内における多様な旅行商品及び宿泊サービスを取り揃えている地場の旅行業者及び宿泊事業者の活用を含め、複数の販売方法を用いること。また、対象商品の販売者が、取引先等の関係者に優先販売することを禁止するとともに、その旨の周知徹底を図ること。
 - ④ 本事業の目的である北陸地方の観光支援という観点から、ビジネス目的での本事業の利用を極力排除するための措置を講ずること。
 - ⑤ 正当な理由なく、特定の旅行者が支援を受けられないなどの差別的な取扱いが生じないよう、事業者適切に周知徹底を図ること。
 - ⑥ 事業における不正を防止するための措置として、別に定める事業者に対しては、対象商品の販売を許可しないこと。
 - ⑦ 対象商品の販売に際しては、日本政府観光局が行う訪日プロモーション等と適切に連携すること。
 - ⑧ その他、地域の実情に応じて、旅行需要の喚起効果の最大限の発揮と不正防止のため、創意工夫を図ること。
- ※同一の旅行について、複数の県の割引等事業を適用できる場合において、当該旅行に対して重複してこれらの割引等事業を適用した場合には、支援の対象外とする。

II. 第23条第3項の公表及び報告する事項は以下のとおりとする。

- (1) 販売する対象商品の内容及び数量並びにその販売時期及び利用可能時期
- (2) 対象商品の販売方法とその販売割合、その他旅行需要の喚起効果を最大限発揮するとともに、不正を防止するために講じた措置

別紙 6 の 2

能登半島地震観光支援事業

補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
石川県、富山県、福井県、新潟県	(1) 旅行の促進のための補助 (直接経費) イ 旅行代金の割引額 ロ 宿泊代金の割引額 (2) 事務経費 イ システム管理費 ロ 広報宣伝費 ハ 管理委託費 ニ その他事業の目的を遂行するために必要であると大臣が認めた経費（補助対象事業者の運営費、人件費などの経常経費は対象外）	(1) 旅行の促進のための補助 旅行代金・宿泊代金の 50% で割り引いた額（ただし、旅行商品等あたりの割引限度額は別表による。） (2) 事務経費 これまでに第 194 条において準用する第 25 条の規定による補助金の交付決定を行った額（第 194 条において準用する第 29 条の規定による補助金の変更交付決定を行った場合には、その額）の合計の 10 分の 1 を上限（消費税が発生する場合は別途対象となる。）とする。

別表

旅行商品等	割引限度額
宿泊サービス単体商品	20,000 円
宿泊を含む交通付き旅行商品（1 泊）	20,000 円
宿泊を含む交通付き旅行商品（2 泊以上）	30,000 円
周遊型旅行商品（宿泊地が 2 県以上の旅行商品）	35,000 円

第
令和 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請書
（地域周遊観光促進事業）（定額補助分）

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（定額補助分）について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. 地方ブロック名
2. 事業計画策定者名
3. 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の着手及び完了予定日
令和 年 月 日～令和 年 月 日
4. 補助金申請額

円

（単位：円）

番号	個別事業名	補助対象経費	補助金申請額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合 計			

5. 別紙関係書類

第
令和 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請書
(地域周遊観光促進事業)(定額補助分以外)

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(定額補助分以外)について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱(平成30年6月25日付け観観振第26号)第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. 地方ブロック名
2. 事業計画策定者名
3. 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の着手及び完了予定日
令和 年 月 日～令和 年 月 日
4. 補助金申請額

円

(単位:円)

番号	個別事業名	補助対象経費	補助金申請額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合 計			

5. 別紙関係書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の消費税等の額の取扱いについて
(地域周遊観光促進事業)

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 30 年 6 月 25 日付け観観振第 26 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業の消費税等の額の取扱いについて下記のとおり申請します。

記

1. 事業者種別 ※消費税の取扱いについて該当する箇所に○をつけて下さい。

・（課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）に該当します。

補助対象期間	令和	年	月	日	～令和	年	月	日
基準期間	令和	年	月	日	～令和	年	月	日
課税期間	令和	年	月	日	～令和	年	月	日
消費税確定申告書期限	令和	年	月	日				

2. 補助金申請額相当額

円

3. 消費税に係る仕入控除税額相当額（補助金ベース）

円

4. 補助金申請額（2.－3.）

円

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定通知書（地域周遊観光促進事業）

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金	円		

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定事業
(地域周遊観光促進事業) (内訳)

補助対象事業者名

(単位:円)

[illegible]

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更申請書（地域周遊観光促進事業）

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第7条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

住 名 代	表	所 称 者
-------------	---	-------------

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助金対象事業の内容を下記のとおり変更したので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第7条第3項の規定に基づき届出します。

1. 變更事項

2. 変更を必要とする理由

3. 変更後の補助事業に要する補助対象経費（変更前と変更後を示すこと）

4. 変更した日
令和 年 月 日

様式第 6（第 8 条関係）

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更通知書（地域周遊観光促進事業）

令和 年 月 日付け第 号をもって変更申請のあった標記補助金に係る交付決定を別紙のとおり変更したので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 30 年 6 月 25 日付け観観振第 26 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定事業
（地域周遊観光促進事業）（内訳）（変更後）

補助対象事業者名 _____

(単位:円)

個別事業名	補助対象経費	補助金額

(注：下線部が変更部分)

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請取下届出書（地域周遊観光促進事業）

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 30 年 6 月 25 日付け観観振第 26 号）第 9 条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書
（地域周遊観光促進事業）

標記について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 30 年 6 月 25 日付け観観振
第 26 号）第 10 条の規定に基づき、下記のとおり変更があったので届出します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

（注：下線部が変更部分）

2. 変更した年月日

令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業者等の変更届出書
（地域周遊観光促進事業）

標記について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 30 年 6 月 25 日付け観観振
第 26 号）第 10 条の規定に基づき、下記のとおり変更があったので届出します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

（注：下線部が変更部分）

2. 変更した年月日

令和 年 月 日

第
令和 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業中止（廃止）承認申請書
（地域周遊観光促進事業）

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由につき、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第11条の規定に基づき、中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1．補助事業中止（廃止）理由
- 2．補助事業の中止（廃止）時期
- 3．中止（廃止）する事業の内容
- 4．その他参考となる書類

様式第10（第12条関係）

第
令和 年 月 日
号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業遂行状況報告書
（地域周遊観光促進事業）
（第 四半期）

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の実施状況について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第12条第1項の規定により、第 四半期分を別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業遂行状況表（第 四半期分）

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業遂行状況表
 (地域周遊観光促進事業)
 (第 四半期)

補助対象事業者名 _____

(単位：円)

個別事業名	補助対象経費	交付決定額	事業の実施状況	備考

(添付書類)

- ・事業毎の実施状況の参考となる書類（開催日時、実施内容、参加者、HPアクセス件数、二次交通の運行本数、乗車人員 等）
- ・次期四半期の実施予定
- ・今後の事業計画スケジュール表
- ・第2四半期においては、補助対象事業の中間評価を踏まえ記載すること

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業完了実績報告書
(地域周遊観光促進事業)

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定(変更)通知のありました標記補助対象事業の完了実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱(平成 3 0 年 6 月 2 5 日付け観観振第 2 6 号)第 1 3 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙) 補助対象事業完了実績表

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業完了実績表
(地域周遊観光促進事業) (定額補助分)

補助対象事業者名 _____

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象 経費 (A)	交付決定 額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① (E = C)	計上額 ② (F = C - D)	補助金額 (B、E、Fの いずれか少ない 額)
合 計								

- (補助対象事業者の添付書類)
- (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
 - (2) 補助対象経費の実績額を明らかにした書類
 - (3) 補助対象経費の支払いを証明する書類 (添付できない場合は、後日提出すること。)
 - (4) その他参考となる書類

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業完了実績表
(地域周遊観光促進事業) (定額補助分以外)

補助対象事業者名 _____

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象 経費 (A)	交付決定 額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① ($E = C \times \text{補助率}$)	計上額 ② ($F = (C - D) \times \text{補助率}$)	補助金額 (B、E、Fの いずれか少ない 額)
合 計								

- (補助対象事業者の添付書類)
- (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
 - (2) 補助対象経費の実績額を明らかにした書類
 - (3) 補助対象経費の支払いを証明する書類 (添付できない場合は、後日提出すること。)
 - (4) その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業年度終了実績報告書
(広域周遊観光促進事業)

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定(変更)通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱(平成30年6月25日付け観観振第26号)第13条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙) 補助対象事業年度終了実績表

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業年度終了実績表
(広域周遊観光促進事業)

補助対象事業者名 _____

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象 経費 (A)	交付決定 額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① (E = C × 補助 率)	計上額 ② (F = (C - D) × 補助率)	補助金額 (B、E、Fの いずれか少ない 額)
合 計								

(補助対象事業者の添付書類)
(1) 参考となる書類

様式第 1 2（第 1 4 条関係）

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の額の確定通知書（地域周遊観光促進事業）

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 3 0 年 6 月 2 5 日付け観観振第 2 6 号）第 1 4 条の規定により、別表のとおり確定したので、通知します。

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金確定補助金額（地域周遊観光促進事業）

補助対象事業者名

(単位:円)

[illegible]

第 令和 年 月 日 号

官署支出官 国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書（地域周遊観光促進事業）

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 3 0 年 6 月 2 5 日付け観観振第 2 6 号）第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金 円						
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ						
	住所	(〒 -)					
	フリガナ						
	氏名						
3. 振込先金融 機関及び支店 名	銀 行 信 用 金 庫 そ の 他 (その他：) 支店						
4. 預金種別	普通預金 当座預金						
5. 口座番号							

(注)
(1) 上記 2. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
(2) 上記 3. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。
なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：○○農業協同組合）を記入すること。
(3) 上記 4. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
(4) 上記 5. の口座番号は、右詰めで記入すること。

第 号
令和 年 月 日

官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金概算払請求書 (地域周遊観光促進事業)

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定 (変更) 通知のありました標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱 (平成 3 0 年 6 月 2 5 日付け観観振第 2 6 号) 第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 残額	金	円
5. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏名	
6. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他 :) 支店	
7. 預金種別	普通預金	当座預金
8. 口座番号		

(注)

- (1) 上記 5. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- (2) 上記 6. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名 (例：〇〇農業協同組合) を記入すること。
- (3) 上記 7. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- (4) 上記 8. の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者 (会社・部署名) :
(氏 名) :
(連 絡 先) :
担 当 者 (会社・部署名) :
(氏 名) :
(連 絡 先) :

第 令和 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の消費税等の額の確定に伴う報告書
(地域周遊観光促進事業)

令和 年 月 日付け第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業の消費税等について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 30 年 6 月 25 日付け観観振第 26 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業者種別

消費税の取扱いについて該当する箇所に○をつけ、補助事業年度における対象期間を記載して下さい。

課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
簡易課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
免税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

2. 補助金額（国土交通大臣が確定通知書（交付要綱第 14 条）により通知した額）

円

3. 補助金の確定時における消費税に係る仕入控除税額

円

4. 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税に係る仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額（4.－3.）

円

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域周遊観光促進事業）

取 得 財 産 管 理 台 帳（令和 年度）

取得者の氏名・ 名称	財 産 名	規 格	数 量	単 価 (単位：円)	金 額 (単位：円)	取得年月日	耐用年数	保 管 場 所	備 考

注 1 対象となる取得財産等は、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 3 0 年 6 月 2 5 日付け観観振第 2 6 号）第 2 0 条第 3 項に規定する財産とする。

2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業財産処分等承認申請書
（地域周遊観光促進事業）

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金により令和 年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしたいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第20条第2項の規定により申請します。

- 1. 補助対象事業の名称
- 2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供をしようとする財産等）

財産等の種類	財産等の名称	数量	取得価格（単位：円）		取得年月日
			単価	金額	

- 3. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業財産処分等収入金報告書
(地域周遊観光促進事業)

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった財産処分について、収入金がありましたので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱(平成 30 年 6 月 25 日付け観観振第 26 号)第 20 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業者の名称
2. 補助対象事業の名称
3. 補助金の確定通知額及びその年月日
4. 補助対象経費の合計額
5. 既に収入金又は収益金として返還した金額及びその年月日
6. 収入金の合計額
(内訳)
7. 納付すべき金額及びその年月日
8. 納付すべき金額の算出基礎

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業補助金交付限度額通知書

訪日外国人旅行者周遊促進事業補助金交付要綱（平成 30 年 6 月 25 日付け観観振第 26 号）第 22 条の規定に基づき、下記のとおり交付限度額を決定したので、通知します。

記

1. 交付限度額は、次のとおりとする。

金 円

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

以上

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業補助金交付限度額変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって通知した令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業補助金交付限度額について、訪日外国人旅行者周遊促進事業補助金交付要綱（平成 30 年 6 月 25 日付け観観振第 26 号）第 22 条の規定に基づき、下記のとおり交付限度額を変更したので、通知します。

記

1. 変更後の交付限度額は、次のとおりとする。

金 円

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

以上

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

〇〇県
県知事 〇〇 〇〇

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請書

地域観光事業支援費補助金交付申請書について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 3 0 年 6 月 2 5 日付け観観振第 2 6 号）第〇条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の着手及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

2. 補 助 金 申 請 額

円

3. 別紙関係書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった地域観光事業支援費補助金については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第22（第27条、第47条及び第194条関係）

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

〇〇県
県知事 〇〇 〇〇

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

〇〇県
県知事 〇〇 〇〇

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更交付申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 30 年 6 月 25 日付け観観振第 26 号）第〇条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって変更交付申請のあった標記補助金にかかる交付決定を以下のとおり変更したので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 3 0 年 6 月 2 5 日付け観観振第 2 6 号）第○条の規定に基づき、通知します。

記

1. 変更後の補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

〇〇県
県知事 〇〇 〇〇

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付変更申請取下書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定変更通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容変更の申請を、下記の理由につき、取り下げたいので訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱(平成 30 年 6 月 25 日付け観観振第 26 号)第〇条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

〇〇県
県知事 〇〇 〇〇

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の実施状況について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 3 0 年 6 月 2 5 日付け観観振第 2 6 号）第〇条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業遂行状況表

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業遂行状況表

補助対象事業者名

(単位：円)

	補助対象経費	補助金額	実施額	差額	備考
合計					

(添付書類)

- ・補助対象事業の遂行状況を明らかにした書類

様式第27（第34条、第47条及び第194条関係）

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

〇〇県
県知事 〇〇 〇〇

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業完了（年度終了）実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の完了（年度終了）実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業完了（年度終了）実績表

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業完了（年度終了）実績表

補助対象事業者名 _____

(単位：円)

	補助対象 経費 (A)	交付決定 額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① ($E = C \times$ 補助率)	計上額 ② ($F = (C$ $- D) \times$ 補 助率)	補助金額 (B、E、 Fのいずれ か少ない 額)
合計							

(補助対象事業者の添付書類)
参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

〇〇県
県知事 〇〇 〇〇

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定(変更)通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱(平成 30 年 6 月 25 日付け観観振第 26 号)第〇条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1. 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
金 千円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2. 補助金の額の確定時に減額した消費税等相当額
金 千円
- 3. 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
金 千円
- 4. 交付金返還相当額 (3. - 2.)
金 千円

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった地域観光事業支援費補助金については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 30 年 6 月 25 日付け観観振第 26 号）第〇条の規定により、以下のとおり確定したので、通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

第 令和 年 月 日 号

国土交通省大臣官房会計課長 殿

〇〇県
県知事 〇〇 〇〇

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金 円						
2. 概算払受領済額	金 円						
3. 今回請求額	金 円						
4. 受取人 (口座名義)	フリガナ						
	住所	(〒 -)					
	フリガナ						
	氏名						
5. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 支店 信用金庫 その他 (その他:)						
6. 預金種別	普通預金		当座預金		別段預金		
7. 口座番号							

(注)
(1) 上記4.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
(2) 上記5.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。
なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。
(3) 上記6.は、普通預金・当座預金・別段預金のいずれかに○を付けること。
(4) 上記7.の口座番号は、右詰めで記入すること。

第 号
令和 年 月 日

国土交通省大臣官房会計課長 殿

〇〇県
県知事 〇〇 〇〇

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定（変更）通知のありました標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 交付決定（変更） 通知額	金		円				
2. 概算払受領済額	金		円				
3. 今回請求額	金		円				
4. 残額	金		円				
5. 受取人 （口座名義）	フリガナ						
	住所	（〒 - ）					
	フリガナ						
	氏名						
6. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信 用 金 庫 そ の 他 （その他： ）						
7. 預金種別	普通預金		当座預金		別段預金		
8. 口座番号							

- (注)
- (1) 上記5.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 - (2) 上記6.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。
なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。
 - (3) 上記7.は、普通預金・当座預金・別段預金のいずれかに○を付けること。
 - (4) 上記8.の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（ 部 署 名 ）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

担 当 者（ 部 署 名 ）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

←		表 面		→	
第 号		9 c m			
年	月	日発行			
		官 職 氏 名			
		年 月 日生			
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の 規定による検査員の証					
年	月	日まで有効			
		国土交通大臣		印	

裏面

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

財産処分承認申請書

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請書

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化）の交付について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 48 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の開始及び完了予定日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2. 補 助 対 象 経 費 金 円

3. 補 助 金 交 付 申 請 額 金 円

4. 別紙関係書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化）」については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 4 9 条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	金	円
補 助 金 の 額	金	円

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付で交付決定通知のありました「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化）」に係る交付申請につきまして、下記の理由につき、取り下げたいので訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 50 条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定の変更申請書

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 5 2 条の規定に基づき、交付決定の変更について下記のとおり申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象経費及び補助金交付申請額

補 助 対 象 経 費	金	円
補 助 金 交 付 申 請 額	金	円

4. 別紙関係書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付で変更申請のあった「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化）」については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 53 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり変更することを決定したので通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	金	円
補 助 金 の 額	金	円

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金状況報告書

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 56 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金実績報告書

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 57 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の内容
- (2) 重点的に実施した事項
- (3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支決算

(1) 収 入 (単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金 補 助 金 充 当 額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 総括表

(単位：円)

区 分	補助事業に 要した経費		補助対象経費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	実績額	流用額	流用 後額	実績額	流用後 交付 決定額	実績額
合 計									

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第62条の規定に基づき取得財産管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化）については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第58条の規定により、以下のとおり確定したので、通知します。

記

補 助 対 象 経 費	金	円
補 助 金 の 額	金	円

令和 年 月 日

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書

令和 年 月 日付で補助金の額の確定通知のありました訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化）について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 5 9 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金 円						
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ						
	住所	(〒 -)					
	フリガナ						
	氏名						
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他 :) 支店						
4. 預金種別	普通預金 当座預金						
5. 口座番号							

本件責任者 (部 署 名) :
(氏 名) :
(連 絡 先) :
担 当 者 (部 署 名) :
(氏 名) :
(連 絡 先) :

令和 年 月 日

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付で補助金の交付決定（変更）通知のありました訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化）について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 5 9 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 交付決定（変更）通知額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 残額	金	円
5. 受取人 （口座名義）	フリガナ	
	住所	（〒 - ）
	フリガナ	
	氏名	
6. 振込先金融機関及び支店名	銀行 信用金庫 その他 （その他： ） 支店	
7. 預金種別	普通預金	当座預金 別段預金
8. 口座番号		

本件責任者（ 部 署 名 ）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：
担 当 者（ 部 署 名 ）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 60 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第 条による額の確定額）

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税
及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額（3. － 2.）

円

取得財產等管理台帳

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考
			円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 条に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第 条に定める期間を記載すること。

取得財産等管理明細表（令和 年度）

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考
			円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 条に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第 条に定める期間を記載すること。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

財産処分承認申請書

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産等管理台帳の該当財産部分の抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

様式第47（第70条、第94条、第118条、第146条、
第170条及び第194条関係）

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請書

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請書について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の着手及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

2. 補助金申請額

円

3. 別紙関係書類

令和 年 月 日
第 号

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第○条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更交付申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 3 0 年 6 月 2 5 日付け観観振第 2 6 号）第〇条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって変更交付申請のあった標記補助金にかかる交付決定を以下のとおり変更したので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき、通知します。

記

1. 変更後の補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第52（第77条、第101条、第125条、第153条及び第177条関係）

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付変更申請取下書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定変更通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容変更の申請を、下記の理由につき、取り下げたいので訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

様式第53（第78条、第102条、第126条、第154条及び第178条関係）

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業年度終了実績表

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業遂行状況表

補助対象事業者名

(単位：円)

	補助対象経費	補助金額	実施額	差額	備考
合計					

(添付書類)

- ・ 補助対象事業の遂行状況を明らかにした書類

様式第54（第80条、第104条、第128条、第156条及び第180条関係）

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業完了（年度終了）実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の完了（年度終了）実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業完了（年度終了）実績表

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業完了（年度終了）実績表

補助対象事業者名

(単位：円)

	補 助 対象 経費 (A)	交 付 決 定 額 (B)	実 施 額 (C)	収入 (D)	計上額 ① ($E = C \times$ 補助率)	計上額 ② ($F = (C -$ D) $\times$ 補助 率)	補助金額 (B、E、Fのい ずれか少ない 額)
合 計							

(補助対象事業者の添付書類)

参考となる書類

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 適正化法第15条の補助金の額の確定額

金 千円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2. 補助金の額の確定時に減額した消費税等相当額

金 千円

3. 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額

金 千円

4. 交付金返還相当額（3.－2.）

金 千円

第 令和 年 月 号 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成 3 0 年 6 月 2 5 日付け観観振第 2 6 号）第〇条の規定により、以下のとおり確定したので、通知します。

記

1．補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

[illegible]

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

１．補助 金額	金　　　　　　　　　円						
２．受取 人 （口座 名義）	フリガナ						
	住所	(〒 —)					
	フリガナ						
	氏名						
３．振込 先金融 機関及 び支店 名	銀行 支店 信用金庫 その他 (その他：)						
４．預金 種別	普通預金			当座預金			
５．口座 番号							

(4) 上記5.の口座番号は、右詰めで記入すること。

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のありました標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観振第26号）第〇条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 交付決定通知額	金 円						
2. 概算払受領済額	金 円						
3. 今回請求額	金 円						
4. 残額	金 円						
5. 受取人 (口座名義)	フリガナ						
	住所	(〒 -)					
	フリガナ						
	氏名						
6. 振込先金融機関及び支店名		銀行					支店
		信用金庫					
		その他	(その他：)				
7. 預金種別	普通預金			当座預金			
8. 口座番号							

(注)

(1) 上記5.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。

(2) 上記6.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。

なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。

(3) 上記7.は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。

(4) 上記8.の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（部署名）：

（氏名）：

（連絡先）：

担当者（部署名）：

（氏名）：

（連絡先）：

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
の消費税額の取扱いについて

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業の消費税額の取扱いについて申請します。

記

1. 事業者種別 ※消費税の取扱いについて該当する箇所に○をつけて下さい。

・（課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）に該当します。

補助対象期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
基準期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
課税期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
消費税確定申告書期限	令和	年	月	日					

2. 補助金申請額相当額

円

3. 消費税に係る仕入控除税額相当額（補助金ベース）

円

4. 補助金申請額（2.－3.）

円

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第条において準用する第__条第__項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()
交付決定軽微変更届出書

令和 年 月 日付け第 号で決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 7 条第 3 項の規定に基づき届出します。

記

1. 変更事項
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助事業に要する補助対象経費 (変更前と変更後を示すこと)
4. 変更した日
令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助
対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第
条において準用する第__条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()
補助対象事業者等の変更届出書

標記について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり変更があったので届出します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

(注：下線部が変更部分)

2. 変更した年月日

令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由につき、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 1 1 条の規定に基づき、中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1．補助事業の中止（廃止）理由
- 2．補助事業の中止（廃止）時期
- 3．中止（廃止）する事業の内容
- 4．その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
支払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金
について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 条の規定に
基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 受取人 （口座名義）	フリガナ	
	住所	（〒 — ）
	フリガナ	
	氏名	
5. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信 用 金 庫 そ の 他 （その他： ） 支店	
6. 預金種別	普通預金	当座預金
7. 口座番号		

- （注）
- （1）上記 4. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 - （2）上記 5. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。
なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：○○農業協同組合）を記入すること。
 - （3）上記 6. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
 - （4）上記 7. の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：
担 当 者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

第 号
令和 年 月 日

官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定（変更）通知のありました標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 残額	金	円
5. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 —)
	フリガナ	
	氏名	
6. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他：) 支店	
7. 預金種別	普通預金	当座預金
8. 口座番号		

(注)

- (1) 上記5.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- (2) 上記6.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。
- (3) 上記7.は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- (4) 上記8.の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

担 当 者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()
の消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象
経費の消費税について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第
1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業者種別

消費税の取扱いについて該当する箇所に○をつけ、補助事業年度における対象期間を記載して下
さい。

課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
簡易課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
免税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

2. 補助金額 (国土交通大臣が確定通知書 (交付要綱第 条において準用する第 1 4 条) により通知
した額)

円

3. 補助金の確定時における消費税に係る仕入控除税額

円

4. 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税に係る仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額 (4. - 3.)

円

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()

取 得 財 産 管 理 台 帳 (令和 年度)

取得者の氏名・ 名称	財 産 名	規 格	数 量	単 価 (単位：円)	金 額 (単位：円)	取得年月日	耐用年数	保 管 場 所	備 考

注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 2 0 条第 3 項に規定する処分制限以上の財産とする。

2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
補助対象事業財産処分等承認申請書

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金により令和 年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしたいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 条第 項の規定により申請します。

記

- 1. 補助対象事業の名称
- 2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供をしようとする財産等）

財産等の種類	財産等の名称	数量	取得価格（単位：円）		取得年月日
			単価	金額	

- 3. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
補助対象事業財産処分等収入金報告書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった財産処分について、収入金がありましたので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業者の名称
2. 補助対象事業の名称
3. 補助金の確定通知額及びその年月日
4. 補助対象経費の合計額
5. 既に収入金又は収益金として返還した金額及びその年月日
6. 収入金の合計額
(内訳)
7. 納付すべき金額及びその年月日
8. 納付すべき金額の算出基礎

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
交付申請書

標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において読み替えて準用する第5条に基づき、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象事業の内容
2. 補助対象事業の開始及び完了予定日
3. 交付申請額 円
4. 別紙関係書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった標記補助金については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において読み替えて準用する第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって変更申請のあった標記補助金に係る交付決定を下
記のとおり変更したので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において読み替
えて準用する第8条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
補助対象事業遂行状況報告書
（第 四半期）

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の実施状況について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において読み替えて準用する第12条第1項の規定により、第 四半期分を下記のとおり報告します。

記

1. 事業遂行状況

実施計画	補助対象経費（A）	円
	補助金の額	円
○月末 出来高	事業費（B）	円
	補助金の額	円
進捗率（B/A）		%
備考		

- （注） 1 「実施計画」の欄には、様式第2の記の額を記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
3 進捗率については、小数点以下第2位を切り上げし、小数点以下第1位まで記載する。

2. 事業開始年月日 令和 年 月 日
3. 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

- （添付書類）
（1）補助対象事業毎の実施状況及び明細
（2）今後の四半期ごとの実施計画・スケジュール表

第 令和 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の完了実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において読み替えて準用する第 1 3 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1. 補助対象事業者名
- 2. 補助対象事業の完了年月日
令和 年 月 日
- 3. 補助金額

円

補助対象経費	円
交付決定額	円
実施額	円
補助金額	円
備考	

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4. 別紙関係書類
 - （1）補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
 - （2）補助対象経費の実績額を明らかにした書類
 - （3）補助対象経費の支払いを証明する書類
 - （4）その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()
補助対象事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定(変更)通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において読み替えて準用する第 1 3 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業者名

2. 補助金の完了年月日
令和 年 月 日

3. 補助金額
円

補助対象経費	円
交付決定額	円
実施額	円
補助金額	円
備考	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4. 関係書類
- (1) 補助対象経費の支払いを証明する書類
 - (2) 補助対象事業の実績
 - (3) その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
の額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった標記補助金については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において読み替えて準用する第 1 4 条の規定により、下記のとおり確定したので、通知します。

記

- 1. 補助対象事業者
- 2. 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	円
補助金の額	円

第
令和 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()
交付申請書

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()
について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 5 条第 1 項
の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業名
2. 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 () の着手及び
完了予定日
交付決定日～令和 年 月 日
3. 補 助 金 申 請 額 _____ 円

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象経費	補助金申請額
1			
2			
3			
4			
5			
合 計			

4. 別紙関係書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金	円		

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（海洋周辺地域における訪日観光の魅力向上事業、クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業及びクルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第条において準用する第7条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
交付決定軽微変更届出書

令和 年 月 日付け第 号で決定通知のありました標記補助金に係る補助金対象事業の内容を下記のとおり変更したので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第7条第3項の規定に基づき届出します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. 変更した年月日
令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって変更申請のあった標記補助金に係る交付決定を別紙のとおり変更したので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第8条第1項の規定に基づき、通知します。

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
 交付決定事業（変更後）

補助対象事業名 _____

(単位:円)

個別事業名	補助対象経費	補助金額
合計		

(注：下線部が変更部分)

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助
対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第
条において準用する第 9 条の規定に基づき、届出します。

記

1. 取下理由

2. その他参考となる事項

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()
補助対象事業者等の変更届出書

標記について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり変更があったので、届出します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

(注：下線部が変更部分)

2. 変更した年月日

令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由につき、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第条において準用する第 1 1 条の規定に基づき、中止（廃止）したいので申請します。

記

1. 中止（廃止）する事業の内容
2. 補助事業の中止（廃止）理由
3. 補助事業の中止（廃止）時期
4. その他参考となる事項

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の完了実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 1 3 条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業完了実績表

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
補助対象事業完了実績表

補助対象事業名 _____

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象 経費 (A)	交付決定 額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① ($E = C$ $\times$ 補助 率)	計 上 額 ② ($F =$ ($C -$ D) $\times$ 補 助率)	補助金額 (B、 E、F の いずれか 少ない 額)
合 計								

(補助対象事業者の添付書類)

- (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
- (2) 補助対象経費の実績額を明らかにした書類
- (3) 補助対象経費の支払いを証明する書類 (添付できない場合は、後日提出すること。)
- (4) その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
補助対象事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 1 3 条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙） 補助対象事業年度終了実績表

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（
補助対象事業年度終了実績表）

補助対象事業名

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象 経費 (A)	交付決定 額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① (E = C ×補助 率)	計 上 額 ② (F = (C - D) × 補 助率)	補助金額 (B、 E, F の いずれか 少ない 額)
合 計								

(補助対象事業者の添付書類)

(1) 参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）
額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった令和 年度訪日外国人旅行者
周遊促進事業費補助金（ ）については、訪日外国人旅行者周
遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第14条の規定により、別表のとおり確定し
たので、通知します。

第
令和 年 月 日 号官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿住 所
名 称
代表者名令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()
支払請求書令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金に
ついて、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 1 6 条第 2 項
の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円	
2. 概算払受領済額	金	円	
3. 今回請求額	金	円	
4. 受取人 (口座名義)	フリガナ		
	住所	(〒 —)	
	フリガナ		
	氏名		
5. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他:)		支店
6. 預金種別	普通預金	当座預金	
7. 口座番号			

(注)

- (1) 上記 4. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- (2) 上記 5. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名(例：○○農業協同組合)を記入すること。
- (3) 上記 6. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- (4) 上記 7. の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者(会社・部署名):
 (氏 名):
 (連 絡 先):

担 当 者(会社・部署名):
 (氏 名):
 (連 絡 先):

第
令和 年 月 日 号官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿住 所
名 称
代表者名令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()
概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定 (変更) 通知のありました標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 16 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円	
2. 概算払受領済額	金	円	
3. 今回請求額	金	円	
4. 残額	金	円	
5. 受取人 (口座名義)	フリガナ		
	住所	(〒 -)	
	フリガナ		
	氏名		
6. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他 :)		支店
7. 預金種別	普通預金	当座預金	
8. 口座番号			

(注)

- (1) 上記 5. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- (2) 上記 6. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名 (例：〇〇農業協同組合) を記入すること。
- (3) 上記 7. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- (4) 上記 8. の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者 (会社・部署名) :
(氏 名) :
(連 絡 先) :

担 当 者 (会社・部署名) :
(氏 名) :
(連 絡 先) :

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()
消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象
経費の消費税について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第
17 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額 (国土交通大臣が確定通知書により通知した額)

円

2. 補助金の確定時における消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額 (3. - 2.)

円

5. 事業者種別

消費税の取扱いについて該当する箇所に○をつけ、補助事業年度における対象期間を記載して下さい。

課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
簡易課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
免税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（ ）

取得財産管理台帳（令和 年度）

取得者の氏名・名称	財産名	規格	数量	単価 (単位：円)	金額 (単位：円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第20条第3項に規定する処分制限以上の財産とする。

2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

住所 名称	代表者名

3. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 ()
補助対象事業財産処分等収入金報告書

令和 年 月 日付け第 号で承認のあった財産処分について、収入金がありましたので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第 条において準用する第 2 0 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 個別事業の名称
- 2. 補助金の確定通知額及びその年月日
- 3. 補助対象経費の合計額
- 4. 既に収入金又は収益金として返還した金額及びその年月日
- 5. 収入金又は収益金の合計額
(内訳)
- 6. 納付すべき金額及びその年月日
- 7. 納付すべき金額の算出基礎